

JA 愛知信連の現状

REPORT 2025

CONTENTS

ごあいさつ	1
-------	---

J A 愛知信連の概要

JAグループの仕組み	2
JAバンクシステムの仕組み	3
JA愛知信連のプロフィール	5
経営理念	6
サステナビリティへの取組み	6
経営方針	7
SDGs（持続可能な開発目標）への取組み	8
お客さま本位の業務運営に関する取組み	10
貸出運営についての考え方	11

事業実績

令和6年度の業績	14
主要な経営指標の推移	14

価値創造に向けて

農業専門金融機関としての取組み	16
地域金融機関としての取組み	20

信頼される金融機関であり続けるために

内部統制にかかわる取組み	26
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	30
リスク管理態勢	38

事業

業務のご案内	42
主な取扱商品・サービス	43
手数料一覧	46

組織

会員数	48
役員	48
会計監査人の名称	48
職員数	48
機構図	49
自動化機器の設置状況	49
特定信用事業代理業者の状況	49
事務所・店舗の所在地	50
あゆみ	51

資料編1

経営状況に関する事項	52
------------	----

資料編2

自己資本の充実状況に関する事項	81
-----------------	----

索引

ごあいさつ

皆様には、日頃より愛知県信用農業協同組合連合会（愛称「JA愛知信連」）に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も皆様に当会の経営方針、業務内容、令和6年度の業績等をご紹介するために、本誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業専門金融機関・地域金融機関として、県下のJAが食の安全と安心を地域の皆様にお届けすることを金融面からサポートするとともに、利用者の皆様の生活向上に資する幅広い金融サービスを提供することにより、地域農業と地域社会の豊かな未来の創造に取り組んでまいりました。

さて、日本経済は、輸入物価の上昇を受けた価格転嫁や、海外経済の回復と円安によるグローバル企業を中心とした業績拡大、さらには、労働需給のひっ迫を背景に賃上げの動きが広がり個人消費を下支えしたことから、緩やかな回復基調となっています。

また、金融業界におきましては、日本銀行による政策金利の引上げといった金融政策の転換が市場に大きな影響を及ぼすとともに、金融機関にとってこれまで長く続いた超低金利環境下を前提としたビジネスモデルからの転換を迫られています。

一方、農業の分野におきましては、円安や世界的な物価上昇が資材価格や販売価格にも波及するなど、その経営環境は厳しい状況であるとともに、食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されるなど、系統金融機関として金融仲介機能をさらに深化し、JA系統ならではの付加価値を提供していくことの重要性が一層高まっています。

当会は、こうした情勢認識を踏まえ、中期計画（令和7年度～令和9年度）に基づき、JAごとの特性に応じた実効性の高いJAサポートに取り組むとともに、持続的に発展するJAバンクあいちの基盤強化・再構築に向け、役職員が一丸となり努めてまいります。

皆様におかれましては、本誌等を通じて当会に対するご理解を深めていただきますとともに、より一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



代表理事理事長
磯村 幹夫

経営管理委員会会長
齋藤 種治

経営管理委員会会長 齋藤 種治

代表理事理事長 磯村 幹夫

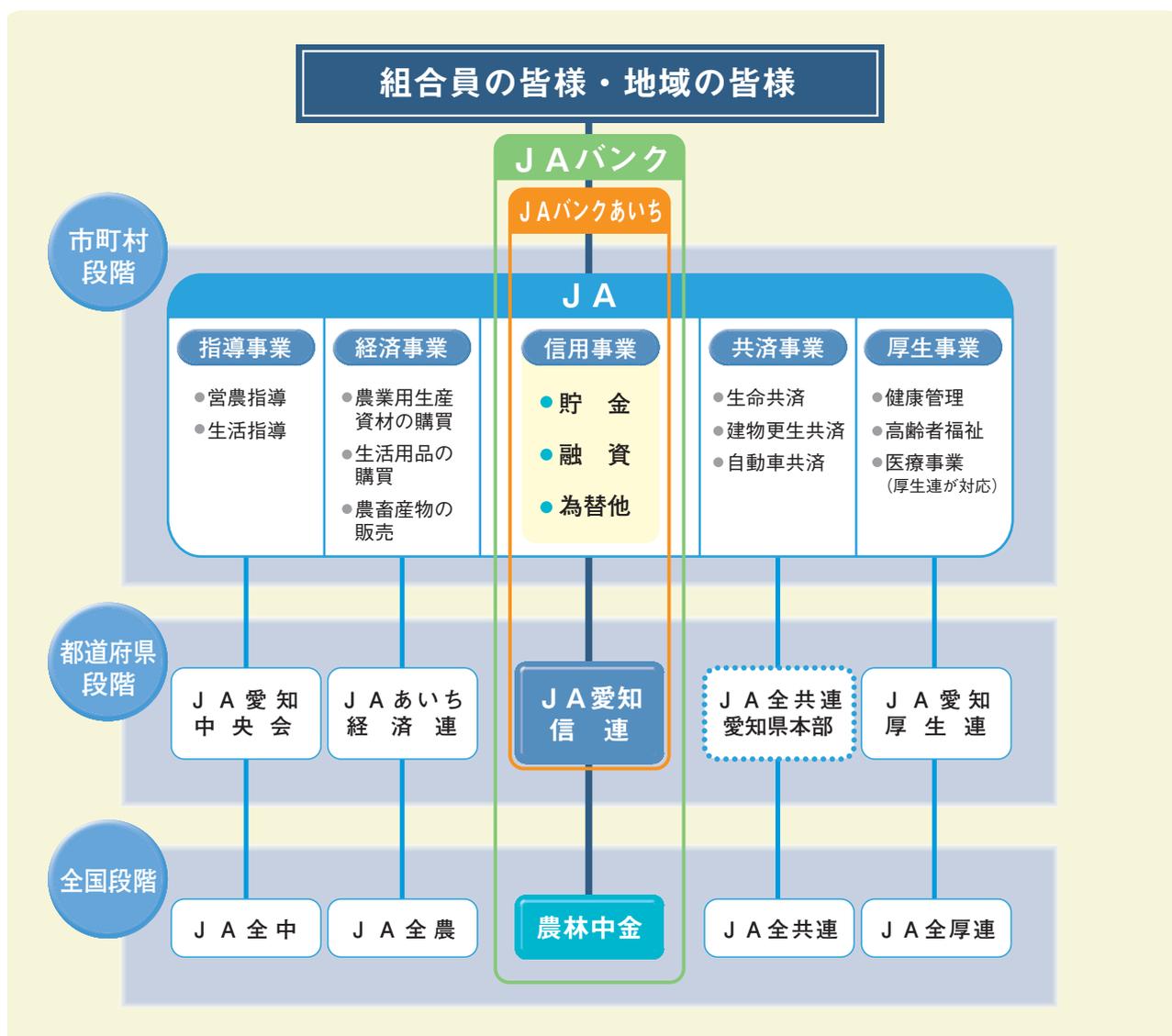
J Aグループの仕組み

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJ A、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

特に、信用事業においては、J A、信連、農林中金で構成するグループが「J Aバンク」の総称のもと、実質的に一つの金融機関として一体的に事業を展開しており、愛知県においては、県下J Aと私どもJ A愛知信連が「J Aバンクあいち」として一体

的な事業運営を展開しています。

私どもJ A愛知信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県下J Aの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、県域を営業エリアとする農業専門金融機関・地域金融機関としてJ Aと協調して金融サービスを提供することにより、県下J Aと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、地域の皆様のお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

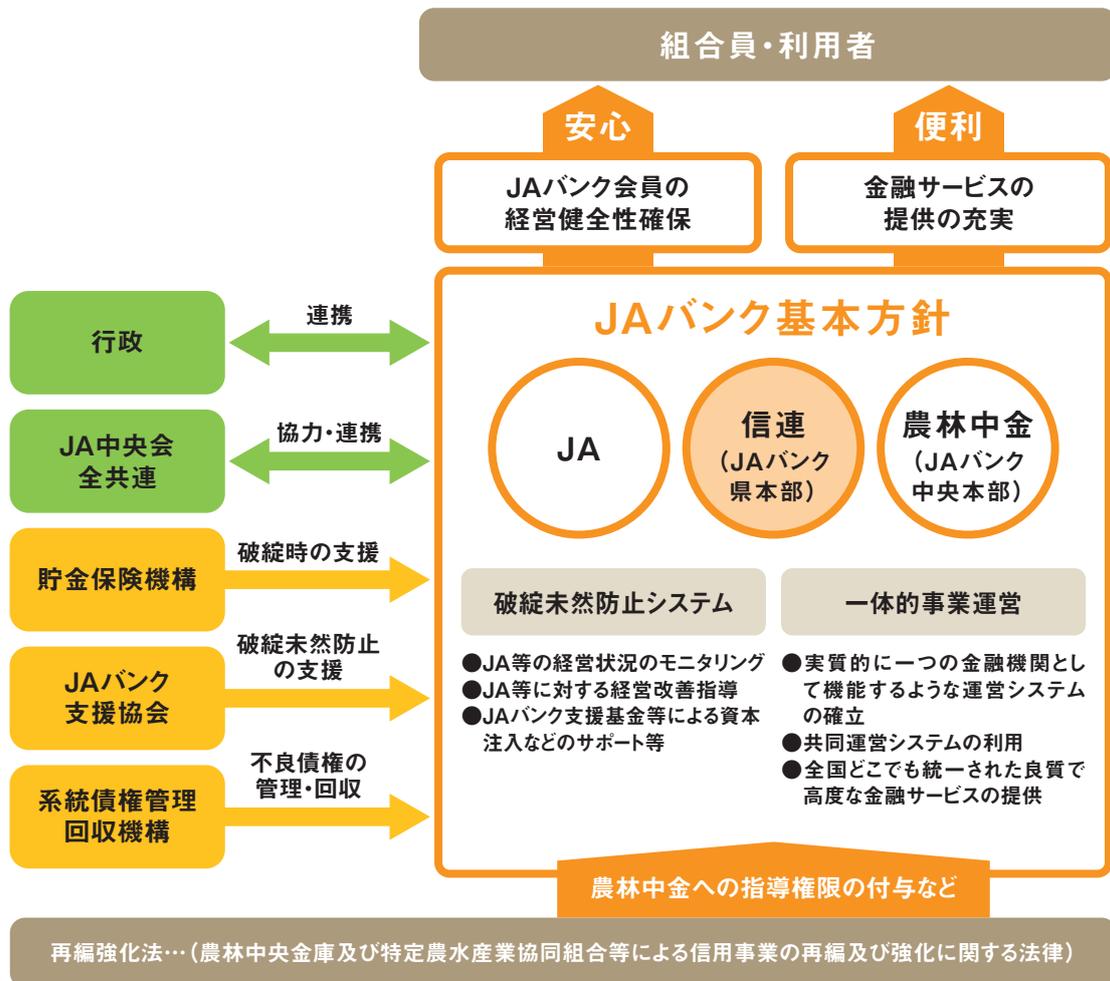


JAバンクシステムの仕組み

JAバンクでは組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」を定めています。そのJAバンク基本方針に基づき、JA・信連・農林

中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の二つの柱で成り立っています。



安心です!

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティネット」を構築し、皆様の貯金を安全にお守りします。

JAバンク・セーフティネットの仕組み

破綻未然防止システム

破綻未然防止のためのJAバンク独自の制度

- JAバンク支援基金
- 愛知県JAバンク支援制度



貯金保険制度

貯金者保護のための公的な制度

破綻未然防止システムは、JAバンクの健全性を確保し、JAの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

JAバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率等）を設定し、個々のJAの経営状況をチェック（モニタリング）しています。

また、全国制度の「JAバンク支援基金」と、県制度の「愛知県JAバンク支援制度」の二つの制度が互いに連携し、万一の事態に至ることのないよう、早期・適切に経営健全性の向上のために、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

貯金保険制度は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA、信連、農林中金などの加入が義務付けられています。

万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合、JAなどから納付された保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。

便利です!

JAバンクは、皆様のニーズに対応した多様な商品・サービスを提供します。

「JAバンク」は、より身近で安心・便利な金融機関として、地域の皆様に利用していただけるよう、グループ全体のネットワークと総合力を発揮し、全国に店舗やATM網を展開しつつ、他金融機関のATMやコンビニATMもご利用いただけるよう、ATM提携に取り組んでいます。また、常に組合

員・利用者の皆様の金融ニーズの把握に努め、全国共通で取り揃えるローンや貯金・投資信託、ITを活用したJAバンクアプリなど、良質で高度な商品・サービスをJAバンクー体となって開発・提供しています。

J A 愛知信連のプロフィール (令和7年3月31日現在)

名	称：愛知県信用農業協同組合連合会
設	立：昭和23年8月
所 在	地：愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号
貯	金：7兆3,737億円
貸 出	金：5,231億円
出 資	金：3,644億円
単体自己資本比率：18.20%	
役 員	数：経営管理委員13名
	理事5名
	監事4名
職 員	数：322名

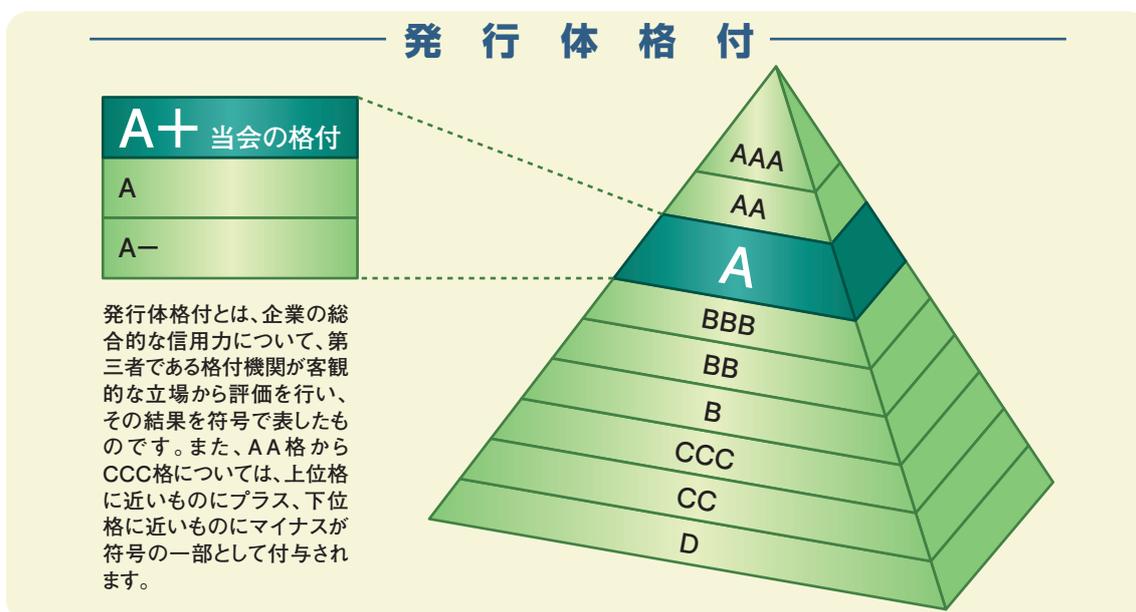


利用者の皆様に支えられ、
地域金融機関として高い評価を受けています。

R & I より発行体格付「A+」(格付の方向性：安定的) を取得

当会は、財務の健全性を高く評価され、国内格付機関である株式会社格付投資情報センター(R & I)より発行体格付として上位となる「A+」を取得しています。また、中期的な格付の見通しである方向性についても、「安定的」との評価を得ています。

今後も、安定的で健全な経営に努め、利用者の皆様からの揺るぎない信頼の確保に向けて、役職員一丸となって努力してまいります。



経営理念

経営理念

J A 愛知信連は J A とともに
地域農業と地域社会の
豊かな未来を創造します

サステナビリティへの取り組み

当会は、経営理念を踏まえた今後の事業活動の基本姿勢として、「サステナビリティ基本方針」を制定し、県下 J A や組合員等のステークホルダーの期待、負託に応え、事業環境の変化に適応した事業活動を通じて、地域農業、地域社会の貢献に資する新たな価値創造、事業変革を推進していきます。

サステナビリティ基本方針

愛知県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業環境の変化に適応した事業活動を通じて、地域農業・地域社会が抱える課題解決に真摯に取り組むことで、持続可能な地域農業・地域社会の実現に貢献するとともに、持続的な企業価値の向上を目指します。このため、当会は、中長期目線で社会・経済構造の潮流変化を捉え、従来の延長線上でない、新しい価値創造、事業変革に取り組む経営の姿勢として、「サステナビリティ基本方針」を定めるものです。

当会は、このサステナビリティ基本方針のもと、サステナビリティを推進する上で取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、事業活動を通じて課題解決に取り組むべく、事業計画に反映し、その対応状況を管理していきます。

① 地域農業の課題解決に対する基本的な考え方

当会は、組合員等農業者、J A とのコミュニケーションを通じて、地域農業における課題や要請を理解し、組合員等農業者への資金供給のみならず、経営課題の解決ソリューションを提供することで、地域農業の持続的な発展に努めます。

② 地域社会の課題解決に対する基本的な考え方

当会は、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、地域社会における課題や要請を理解し、組合員等利用者や地域の信頼と期待に応える最良のサービスを提供することで、地域社会との持続的な共生に努めます。

③ 環境の課題解決に対する基本的な考え方

当会は、存立基盤である地域農業・地域社会の繁栄が自然の恩恵を受け、自然資本の持続可能性のもとで成り立っていることを深く理解し、気候変動による影響に適応した脱炭素社会の実現等に貢献するほか、地球環境への負担軽減に配慮した投融资等の事業活動に努めます。

④ 持続的成長に向けた経営インフラの強化

当会は、金融機関として公正、透明かつ健全な経営を堅持することはもとより、事業活動にかかわるすべての人々の人権を尊重するとともに、安全・健康に働くことができる職場環境の確保に努めるほか、さまざまな現場や地域の課題解決に向けて新たな価値創造に挑戦し、社会に貢献できる人材を育成します。

経営方針

当会は、県下 J A と一体となり、組合員の皆様、地域の皆様の多様化、高度化、複雑化する金融ニーズにきめ細かく対応し、皆様に安心してお取引いただける「J A バンクあいち」を目指しています。

現在、少子高齢化による農業の担い手減少や金利ある世界への転換、さらには AI を中心とする DX の進展等、農業・地域社会を取り巻く課題は多様化しており、J A グループには、農業・暮らし・地域の持続可能性を意識したステークホルダー目線での事業運営が強く求められています。また、米国を中心とした金融正常化や日銀の金融政策転換に伴う金

融市場の変動・不確実性等、資金運用環境の厳しさがさらに増しており、持続可能なビジネスモデルの構築が必要不可欠となっています。

このような厳しい経営環境のもと、当会においては、県下 J A が、将来にわたり持続的かつ安定的な経営を維持し、組合員・利用者の皆様から信頼される「J A バンクあいち」であり続けるため、中期計画（令和 7 年度～令和 9 年度）において、次に掲げる基本目標と基本方針を設定し、事業運営に取り組みます。

基本目標

持続的に発展する J A バンクあいちの基盤強化・再構築

基本方針

前記の基本目標の達成に向けて、当会は次の三つの基本方針に基づいた事業運営を進めています。

① 金融仲介機能のさらなる発揮による利用者基盤の構築と実効性の高い J A サポート

- ① 徹底して組合員・利用者の目線にたち、総合事業がもつリアル接点とデジタルを融合させながら、J A に愛着や信頼を感じる組合員・利用者を増やしていく「つながり強化戦略」を J A 中心に展開し、当会はこれらのサポートに取り組むとともに、農業専門の地域金融機関として当会自身の金融仲介機能の発揮にも取り組みます。
- ② 経営戦略の高度化に向けた J A サポートに取り組むとともに、マネロン等対策をはじめ金融機関に求められる内部管理態勢の強化に取り組みます。

② J A の持続可能な経営を支える財務・収益基盤の構築

- ① 県下 J A への安定還元に資する収益基盤の強化・調達基盤の確立、健全性の維持に向けた財務基盤の強化を目指し、運用、調達、資本の財務・収益基盤の強化・再構築に取り組みます。
- ② 適切な資金運用ポートフォリオの運営に向けた適時・的確・迅速な意思決定が可能となるガバナンスの一層の強化を図ります。

③ 県域機能を支える経営インフラの強化

- ① 不確実・不透明の経営環境下においても持続的に県域機能を発揮するため、これまでの延長線ではない事業における新たな価値を創造し、職員一人一人の能力を最大限発揮するための人的資本の最大化を図ります。
- ② 組織運営の機動性、柔軟性等の向上に向けた組織開発と効率的・効果的な県域機能の発揮に向けたリソース創出・有効活用に取り組みます。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

当会は、地域の農業生産基盤の維持・強化と、地域社会の発展に取り組む社会的使命の発揮に向けて、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の視点を経営に取り入れることとし、持続可能な社会の実現を目指すための取り組み姿勢として、「SDGs宣言」を制定しました。

J A 愛知信連 SDGs 宣言

当会は、『J A 愛知信連は J A とともに地域農業と地域社会の豊かな未来を創造します』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱する SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域の農業と暮らしの発展による持続可能な社会の実現を目指してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。



これからの新たな価値創造に向けた重要テーマ



農業を支える

農業の衰退化に目を向け、持続的発展、成長産業化への貢献へ



食を守る

食料安全保障の問題に目を向け、安心・安全な食料供給への貢献へ



社会・環境に配慮する

社会・環境問題に目を向け、地域社会振興・環境保全への貢献へ



価値創造に尽力する

経済価値と社会価値の創造、協同組合理念の醸成へ



担い手、農業法人等への総合ソリューション提供へ

- 農業所得向上等農業者支援
- コンサルティング支援
- 事業性評価等による安定した資金提供
- 農産物の販路拡大支援



経済・社会・環境に配慮したサステナブル投資へ

- 経済・社会・環境の持続性の視点を踏まえた投融資の取組み



働き方改革、組織風土改革等を通じたサステナブル経営の実現へ

- 多様な人財が活躍できる職場づくりの推進
- 経営方針等の理解浸透に向けた役員対話会の開催
- エンゲージメント向上の取組み



これまでも、これからも

地域社会への貢献

- 地域への安定的な金融サービスの展開
- クレジット・ポリシー/金融円滑化等に基づく地元企業への安定した資金提供
- フードバンクへの食品寄贈
- 児童養護施設への農産物寄贈
- 老人福祉施設への車椅子等寄贈
- 交通遺児へのギフト券寄贈
- 団体献血
- 使用済切手の寄贈

次世代へつなぐ

- 小学校等への教材本贈呈
- 農機具の寄贈
- 農業への理解深耕

環境保全等への取組み

- ペーパーレス化の促進

平和な社会の実現

- マネロン対策
- テロ資金供与対策
- 振り込め詐欺・特殊詐欺被害防止

コーポレートガバナンスの実現

- 内部統制の確立・コンプライアンス遵守
- 経営環境の変化に適應した内部管理態勢の構築

お客さま本位の業務運営に関する取組み

J A グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する

原則」を採択するとともに、利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、取組方針を制定しています。

また、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

① お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等を踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）】

② お客さま本位のご提案と情報提供

- ① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2 本文および（注）、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】
- ② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

- ③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

③ 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3 本文および（注）】

④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

貸出運営についての考え方

当会がお預かりしている資金の大半は、県下 J A にお預けいただいた地域の皆様の大切な資金です。当会は、その大切な資金を安全にお預かりするとともに、地域の皆様にも有効にご活用いただくことにより、「地域農業と地域社会の豊かな未来」を実現することを最大の使命としています。

そのため、当会は、県下 J A を通じて皆様からお預かりした資金を県内農業の振興や農業後継者の育成・確保等にお役立ていただく観点から、農業専門金融機関として農業関連融資に積極的に取り組んでいます。さらに、地域社会の振興にお役立ていただく観点から、地元企業、団体等へのご融資にも積極的に取り組んでいます。

なお、当会は、ご融資を行うに当たっての基本原

則、事業性評価に基づく融資への取組姿勢等を明確にした融資の規範となる「クレジット・ポリシー」を定め、適正な業務遂行に努めています。個々のご融資に際しましては、特定の業種等に偏ることのないようリスク分散に努めるとともに、お客さまの経営状況等を踏まえ、事業の内容や成長可能性等を把握・検討し融資を行うなど、貸出資産の健全性の確保に努めています。

また、「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末をもって終了しましたが、引き続き同法のもとの取組みと同様に、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化管理方針」を定め、金融の円滑化に取り組んでいます。

クレジット・ポリシー

当会は、金融システムの一翼を担う者としての公共性と地域経済・社会の発展に貢献すべき社会的責任とを認識し、融資にかかわる規範としてクレジット・ポリシーを定めています。融資を行うに当たっては、当会の使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとします。

- ① 社会通念、公序良俗などの社会的規範はもとより、農協法をはじめとする各種の法令、金融業界や J A 系統組織内のルール、当会の規程類を厳守し、誠実かつ公正な融資を行います。
- ② 当会の公共性および社会的責任を認識した健全な融資を行います。
- ③ 取引先の信用力、事業の内容や成長可能性、資金使途の妥当性、返済能力および融資の集中度合い等を把握・検討し融資を行います。
- ④ 適正で安定的な収益が確保できる融資を行います。
- ⑤ 取引先と当会との相互の成長・発展に寄与する効果的な融資を行います。
- ⑥ 資金が固定化することのないように流動性に配慮した融資を行います。

金融円滑化管理方針

- ① 当会は、お客さまからの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- ② 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- ③ 当会は、お客さまから新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。
また、申込みを謝絶する場合には、その理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明することに努めます。
- ④ 当会は、お客さまからの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
その際、金融仲介機能の発揮のために必要であると判断した事項については適切な対応に努めます。
- ⑤ 当会は、農業者を始めとする中小企業者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合および住宅資金の借入者からの貸出条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、愛知県農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。この場合、これらの関係機関から照会を受けたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで情報を交換するなど連携に努めます。
- ⑥ 当会は、お客さまからの貸出条件の変更等の申込みに対して、円滑な措置を取ることができるよう必要な体制を整備しています。
具体的には、理事会において当会全体の金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の制定と対応措置の実施状況の管理等に努めます。
また、貸出業務の取引実施部署を統括する常務理事を「金融円滑化管理責任者」として配置し、役職員に対する方針、規程等の周知徹底に努めます。
さらに、貸出業務の取引実施部署に金融円滑化管理を担当する「金融円滑化管理担当者」を配置し、当該部署における金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の周知徹底に努めます。
- ⑦ 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

経営者保証に関するガイドラインへの取組方針について

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守いたします。

また、当会は、お客さまと保証契約を締結する場合や保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、以下のとおり、誠実に対応するよう努めてまいります。

① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人・個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、お客さまの経営状況、成長可能性、資金使途、返済計画等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえたくうえで、検討します。

② 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、借入人および保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額については、借入人の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、借入人の信用状況、物的担保等の設定状況、借入人および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

③ 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等について真摯かつ柔軟に対応を検討するとともに、その検討結果について借入人および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について借入人および後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

④ 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、必要に応じて外部専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力等を総合的に勘案し、履行請求の範囲を決定します。

お客さまのご相談窓口

当会では、金融円滑化にかかわる「ご相談窓口」を次のとおり設置しています。

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号	備考
食農法人営業部	名古屋市中区錦3-3-8	地域営業グループ	052-951-6701 052-951-6746	農業者向け・ 中小企業者向け相談
		管理グループ	052-951-3617	住宅ローン相談

金融円滑化にかかわる苦情については健全化推進部にて承っております。なお、金融円滑化にかかわる対応状況につきましては、当会のホームページにおきまして適時公表しております。

令和6年度の業績

令和6年度の国内経済は、輸入物価の上昇を受けた価格転嫁や、海外経済の回復と円安によるグローバル企業を中心とした業績拡大、さらには、労働需給のひっ迫を背景に賃上げの動きが広がり個人消費を下支えしたことから、緩やかな回復基調となりました。

こうした情勢下におきまして、当会の貯金については、各JAの経営戦略に応じた調達規模の確保や

貸出の強化等を踏まえた県下JAからの受入れに取り組みました。また、貸出金については、資本効率の最適化を踏まえた貸出資産の積上げに取り組み、また、余裕金につきましては、市場環境の変化により顕在化した市場リスクを踏まえ、ポートフォリオの最適化に取り組みました。このような取組みとともに徹底した業務効率化・生産性向上に取り組んだ結果、当期剰余金は45億円となりました。

■ 貯 金

県下JAをはじめとする会員を中心に期中3,534億円減少し、期末残高は7兆3,737億円となりました。

■ 内国為替

送金、振込および代金取立は、仕向の取扱件数が325,938件、取扱金額が1兆375億円、被仕向の取扱件数が94,557件、取扱金額が6,614億円となりました。

■ 損 益

経済・金融情勢に応じて機動的に資金運用を行った結果、当期剰余金として45億円を計上することができました。

■ 融 資

会員以外への貸出を中心に期中667億円増加し、期末残高は5,231億円となりました。また、受託貸付金については、日本政策金融公庫等の取扱いが減少したこと等により、期中23億円減少し、期末残高は241億円となりました。

■ 余裕金運用

預け金は期中6,646億円減少し、期末残高は4兆9,644億円となりました。

また、有価証券については、国債等が増加したことに伴い、期中1,609億円増加し、期末残高は1兆7,439億円となりました。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	77,067	68,960	98,540	57,339	71,856
経 常 利 益	11,283	12,112	3,650	2,460	5,205
当 期 剰 余 金	7,800	11,452	6,578	2,957	4,580
出 資 金	231,402	242,402	253,402	264,402	364,402
(出 資 口 数)	(23,140,238)	(24,240,237)	(25,340,237)	(26,440,237)	(36,440,237)
純 資 産 残 高	497,029	458,086	363,409	401,209	440,497
総 資 産 残 高	8,807,038	8,615,894	8,372,701	8,227,899	7,909,416
貯 金 残 高	8,063,417	7,993,964	7,893,735	7,727,173	7,373,768
貸 出 金 残 高	509,688	476,994	452,583	456,412	523,115
預 け 金 残 高	4,677,996	4,448,518	5,604,747	5,629,016	4,964,407
有 価 証 券 残 高	3,051,759	3,086,775	1,746,793	1,582,958	1,743,914
剰 余 金 配 当 金 額	5,973	8,189	5,969	5,390	4,126
・ 出 資 配 当 の 額	3,585	3,661	3,732	3,798	2,584
・ 事 業 分 量 配 当 の 額	2,387	4,528	2,236	1,591	1,541
自 己 資 本 比 率	17.30	17.76	16.44	16.63	18.20

注1 貯金残高には、譲渡性貯金を含んでいます。

2 自己資本比率は、農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

3 出資金には、後配出資金を含んでいます。

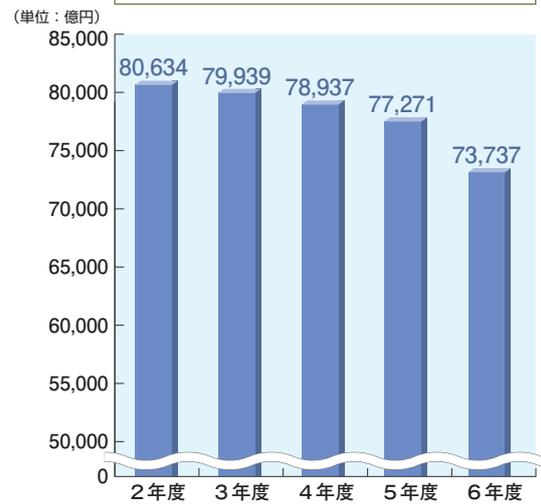
利益の推移



自己資本・自己資本比率の推移

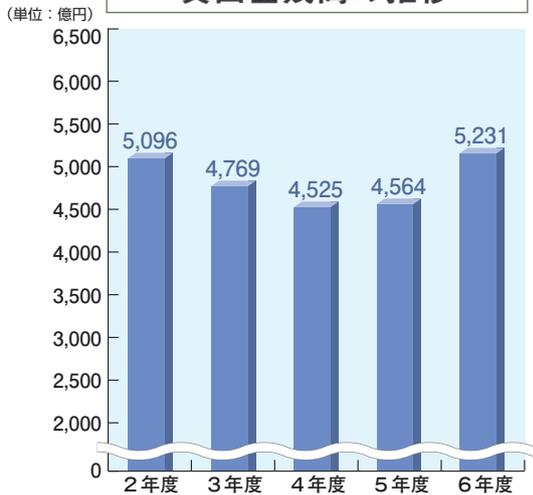


貯金残高の推移

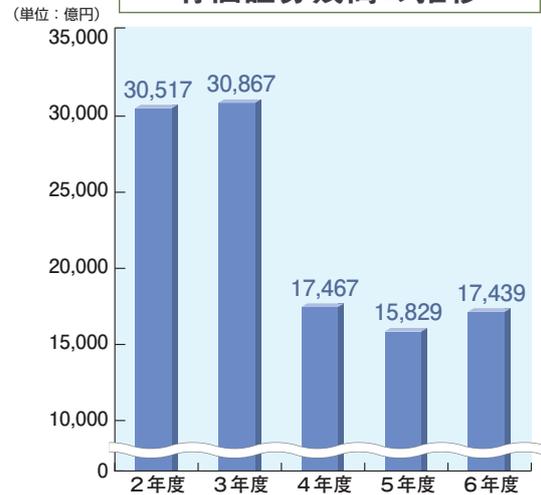


注 貯金残高には、譲渡性貯金を含んでいます。

貸出金残高の推移



有価証券残高の推移



農業専門金融機関としての取組み

当会としての取組み

当会は、愛知県域を地盤とする農業専門金融機関として、JAグループにおける「自己改革実践サイクル」の構築と着実な実践を通じて、当会の中核的事業領域である地域農業の持続的発展・成長産業化を実現するため、当会ならではの金融仲介機能の発揮に取り組んでいます。

● 農業法人・担い手等への融資推進

農業融資新規実行額 36億円

農業生産基盤を支える農業法人や農業の担い手等の事業基盤の維持・成長を支えるため、融資による資金供給に取り組んでいます。

事例 (株)つくで高原農場 × JA 愛知信連 × JA 愛知東

県内において大規模に養鶏業を営む(株)つくで高原農場のGPセンター新設にあたり、当会と(株)日本政策金融公庫が連携して融資を行いました。

また、融資だけでなく、建物更生共済はJA愛知東にて対応し、GPセンター内の機械設備導入はJA三井リース(株)が対応するなど、JAグループが一体となった支援を行いました。



新設された(株)つくで高原農場のGPセンター

● ビジネスマッチング支援

令和6年度実績

27件

食農ビジネスを支える農業法人・農業の担い手等の販路拡大や農商工連携等を支援するため、県下JAをはじめとするJAグループで連携を図りながら、当会取引先等の農産品調達ニーズを捉え、そのニーズに合ったビジネスパートナーを幅広く紹介し、新たなビジネスチャンスの創出に取り組んでいます。

事例 知多養鶏農業協同組合 × JA 愛知信連 × 農林中央金庫

鳥インフルエンザが発生した県内養鶏農家に対して、農林中央金庫の協力のもと、クラウドファンディングを運営する(株)CAMPFIREを紹介し、養鶏農家の復興支援を行いました。



CAMPFIREに掲載されている当組合の復興支援プロジェクト

● 農業経営の金融負担軽減に向けた取組み

J Aが融資する一定の条件を満たす農業関係資金を対象に、農業者の金利・保証料の負担を軽減する利子補給事業および保証料助成事業を実施しています。

農業資金の借入れに対する利子補給	2,491件
農業資金の借入れに対する保証料助成	745件

● 経営改善コンサルティング

農業経営を取り巻く様々な課題解決に向け、経営改善のための専門資格の取得を通じてスキル・ノウハウの底上げに取り組むとともに、外部専門家等との連携に基づく多様なソリューションの提供を通じて、取引先の経営改善支援に努めています。

- 農業経営アドバイザー資格（日本政策金融公庫主催）取得者74名（令和7年3月末）
- 日本政策金融公庫等、外部機関のソリューションの連携活用に向けた関係強化

● 多様な資金調達手段の提案

農業法人の資金調達手段の一つとして、アグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」や「担い手経営体応援ファンド」等による資本供与を提案しています。



「アグリシードファンド」チラシ

● J A グループの総合力発揮

J Aグループが総合力を結集し、ワンストップで専門的・総合的な対応を行っていくために、他連合会と共同で「担い手総合相談支援室」を設置し、訪問活動強化や担い手農家の経営改善提案等に取り組んでいます。

JAバンクあいちとしての取組み

当会は、JAグループ愛知の一員として、農業者の所得向上に貢献するため、金融仲介機能以外の面においても、県下JA支援を通じた各種取組みを行っています。

● 農産物直売所等の利用活性化に向けて

農業者の皆様の所得向上や地産地消の拡大を図るため、より多くの皆様に、県内の農畜産物を販売するJA運営の農産物直売所等をご利用いただけるよう、JAバンクでは、平成29年4月からJAが運営する農産物直売所やグリーンセンター（一部対象外の店舗があります。）でのJAカード利用代金の割引施策を実施しています。

愛知県内では、77か所（令和7年4月1日現在）の農産物直売所およびグリーンセンターが割引対象店舗となり、令和8年3月末まで、店頭でのお買い物をされたお客さまのJAカードご利用時のお買い物代金について、請求時に5%割引します。

令和6年度実績 77か所

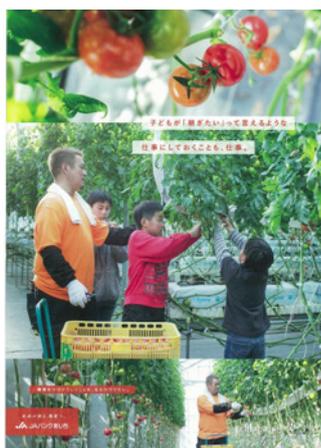


JA直売所割引施策ポスター

● JAバンクあいちの取組みにかかる広報・PR活動の強化

この地域の農業者や農業に携わる人々が、農業に真摯に向き合う姿を、地域の皆様に広くご理解いただくため、PR活動を実施しています。

「未来が実る、農業へ。」は、JAバンクあいちが地域農業の未来に向け、農業所得向上と地域農業活性化に取り組む姿勢を表現しています。



ポスター掲載イメージ

● 小学校等への教材本の贈呈

食農教育・環境教育などを基本テーマとした教材本を県内の全小学校等へ贈呈して、教育現場での食農教育を応援しています。

令和6年度は、約86,000冊を県内の小学校等1,002校へ贈呈しました。



磯村代表理事専任(左)より飯田県教育委員会前教育長(右)へ教材本を贈呈

地域金融機関としての取組み

当会としての取組み

● 地域からの資金調達の状況

県下 J A や関係諸団体をはじめ、地域の皆様から各種貯金をお預かりしており、令和 7 年 3 月末の貯金残高は、7兆3,737億円となりました。

● 地域への資金供給の状況

県下 J A や関係諸団体をはじめ、地域の暮らしや農業者・事業主の皆様に対する円滑な資金供給に努め、令和 7 年 3 月末の貸出金残高は、5,231億円となりました。

- 県内農業を営む皆様を金融面から支援させていただくため、県下 J A での対応が難しい農業法人等の農業の担い手向けの各種金融商品を取り扱っています。
- 台風等の自然災害や家畜伝染病により農業経営に甚大な被害を受けた農業者に対する金融面での復旧支援として「J Aバンクあいち農業被害支援利子補給事業」を実施しています。

● 地方公共団体への資金協力等

愛知県債の引受金融機関として資金協力を行うとともに、愛知県、名古屋市の収納代理金融機関として税金等の公金収納事務を行っています。

● Tongaliプロジェクトへの協賛

当会は令和4年度から、「Tongali※」のサポーター企業として協賛を行っています。

Tongaliのプロジェクトにおける起業支援の対象には、社会に対するイノベーションの創発、地域の活性、グローバル展開を食農系アイデアによって推進しようと志向する大学発ベンチャーが多く存在します。また、これら大学発アイデアは、いち大学に留まらず、新たな価値創出に伴い、公的機関や研究機関等のネットワーク形成に寄与し、東海地区の地域発展を飛躍的に押し進めることが期待されます。

当会においては、Tongaliの取組みについて共感

するところであり、サポーターとして支援をしています。

当会は、今後も大学等との連携を重ねながら地域貢献に資する活動を行っていきます。

※ Tongaliとは、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジするアントレプレナーシップ教育と起業支援活動のため創設された名古屋大学を中心に東海地区の多数の大学に跨るプラットフォームの総称です。



Tongaliアイデアピッチコンテストの様子

JAバンクあいちとしての取組み

● 年金キャンペーンの実施

JAバンクあいちでは、新規で年金をお受け取りいただいたお客さま等を対象に、「年金でつながる&ひろがるキャンペーン」(令和6年9月～令和7年3月)を実施いたしました。

このキャンペーンでは、新規で年金をお受け取りいただいたお客さまに加え、新規で年金をお受け取りいただくお客さまをご紹介いただいた方にも、もちろん1,000円をプレゼントします。

加えて、本キャンペーンの申込みに合わせてJAバンクアプリをご契約いただいたお客さまには500

円をプレゼントします。



「年金でつながる&ひろがるキャンペーン」ポスター

● 「JAバンクあいちドームドッジ2024 in ナゴヤ」への特別協賛

令和6年11月24日(日)、スポーツを通じて未来を担う子供たちを応援し、地域社会との一体感を醸成することを目的に、「JAバンクあいちドームドッジ2024 in ナゴヤ」に特別協賛しました。

本大会は、日本最大級のドッジボール大会でありながら、幼児から大人、初心者から上級者まで誰もが気軽に楽しめる大会であり、当日は、約9,600人が来場されました。今回は、能登半島地震の被災地・石川県の招待チームなど全国から366チームが出場し、白熱した試合に会場は大いに盛り上がり、地域の方々とのふれあいを図るため、愛知県下JAと信連からも9チームが参加しました。

入賞チームには、「JAバンクあいち賞」として、愛知県産の農産物(新米「愛ひとつぶ」、いちご、みかん)を進呈したほか、会場内のPRブースで実施したクイズラリーやよりぞうとの記念撮影の参加者には、JAバンクオリジナルグッズを進呈しました。

また、地域農業のPRおよびJAバンクあいちのイメージアップを図るため、会場内の大型ビジョンでは、美しい愛知県内の農業風景の中で、農業に真摯に向き合う農業者の姿を描いた動画や、JAバンクのイメージキャラクターが出演する商品・サービスの紹介動画を放映しました。



よりぞうとの記念撮影コーナー



告知ポスター



幼児の部の表彰式

社会貢献活動

当会は「JAバンクあいち」の一員として、資金供給などの金融機能の提供により、農業の振興や地域社会の発展に貢献するとともに、社会福祉などに対する貢献活動を通じて豊かでゆとりある地域社会の実現に向けた取組みを行っています。

● 児童養護施設へ愛知県産の果物および新米の寄贈

日本の将来を担う児童の健やかな成長を支援することで児童に食の大切さを伝えるとともに、県内農業の発展に寄与することを目的として、中部善意銀行を通じて県下全ての児童養護施設に対し、令和6年7月18日(木)にメロン504玉、令和6年11月19日(火)に新米10トン(全児童の約1か月分の消費量相当)、令和7年2月7日(金)にみかん1,490kgを寄贈しました。

新米の寄贈は、平成23年度から取り組んでおり、これまでに126トンを寄贈しています。また、果物の寄贈は、平成28年度から実施しており、ブ

ドウ、いちご、メロン、ポンカン、スイカ、柿、梨およびみかんを寄贈しています。



磯村代表理事理事長(前列左から1人目)より中部善意銀行岡田理事長(前列中央)へ目録および新米を贈呈



磯村代表理事理事長(右)より中部善意銀行岡田理事長(左)へ目録およびメロンを贈呈



柴田代表理事常務(左から3人目)より中部善意銀行岡田理事長(右から4人目)へ目録およびみかんを贈呈

● 老人福祉施設などへ車椅子等の寄贈

協同組合組織の地域金融機関として、高齢者が誰にも気がねなく、安心して暮らせる豊かな地域を築き上げていくことに役立てていただくため、県下の老人福祉施設へ車椅子等の福祉機器を寄贈しました。

- ① 中部善意銀行が選定した老人福祉施設10施設に、ティルト式リクライニング車椅子10台を寄贈しました。



柴田代表理事常務(左から1人目)より中部善意銀行岡田理事長(左から2人目)へ目録および車椅子を贈呈

この活動は、平成14年度から取り組んでおり、これまでに370台を寄贈しています。

- ② 高齢者福祉事業に携わるJAに、希望する福祉機器等を寄贈しました。

この活動は、平成14年度から取り組んでおり、これまでに23回寄贈しています。



寄贈したティルト式リクライニング車椅子

● 農業高等学校への農機具の寄贈

愛知県下の農業者の高齢化・減少に伴い農業の担い手が不足するなか、担い手の育成を支援するとともに、県内農業の発展に寄与することを目的として、令和6年12月19日(木)に、鶴城丘高等学校へ自走ラジコン動噴を、新城有教館高等学校作手校舎へ充電式運搬車一式、管理機およびアポロ培土器を寄贈しました。

この活動は、愛知県下の農業高等学校9校を対象に、平成30年度から実施しています。



齋藤経営管理委員会会長(右から2人目)より鶴城丘高等学校後藤校長(左から2人目)および新城有教館高等学校作手校舎牧野校長(右から1人目)へ目録を贈呈

● 団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、令和6年9月3日(火)にJAあいちビルにおいて、愛知県赤十字血液センターの協力のもと、団体献血を実施し、85名の役職員が参加しました。

この活動は、平成18年度から取り組んでおり、これまでに21回、延べ1,847名の役職員が参加しています。



団体献血当日の様子

● 使用済切手の寄贈

使用済切手を、県下の社会福祉の向上に役立てていただくため、「使用済切手保管箱」を全部署へ設置し、収集した使用済切手を中部善意銀行へ寄贈しています。

この活動は、平成18年度から取り組んでおり、これまでに約22kgを寄贈しています。



「使用済切手保管箱」と収集した使用済切手

● フードバンクへの食品の寄贈

地域社会の一員として、食品ロスを削減する環境的側面と生活困窮者を支援する福祉的側面を持つフードバンクの活動に貢献するため、令和6年10月28日(月)に、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋へ、役員から提供された食品を寄贈しました。

この活動は、令和2年度から実施しています。

内部統制にかかわる取組み

当会は、適切な内部統制を構築することが経営の最重要課題であると認識し、業務の適正性を確保するための態勢の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、内部統制の適切な構築、運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

① 目的

この基本方針は、当会が農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付け、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性の確保を目的として定めます。

② 法令等遵守態勢

役職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正に業務を運営することの重要性を周知徹底します。
- ② 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定に当たっては、当該事項の主管部署において事前に確認を行います。
- ③ コンプライアンスに関して、職員が外部に相談・情報提供できる内部通報制度を設けます。
- ④ コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、コンプライアンスにかかる態勢強化への取組み・教育研修活動等を計画的に実施します。
- ⑤ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行います。
- ⑥ 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備します。

- ⑦ お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備します。

③ 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事会等の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理します。
- ② サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施します。
- ③ 各業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じて職務の執行にかかる情報を閲覧に供します。

④ リスク管理態勢

損失の危機の管理に関する規程等の態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切なリスク管理の実施を重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定します。
- ② 管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクとし、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理します。
- ③ 前記②の管理を適切に実行するため、リスク

管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確に定義して実施体制を整備します。

- ④ 主要なリスクについて、リスク量を計量し、それらを合算した総リスク量が自己資本額の範囲内に収まるよう統合的リスク管理を実践するとともに、リスク管理の一層の高度化に取り組みます。
- ⑤ 農協法で規定される経営の健全性確保のための基準を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施します。
- ⑥ 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保します。

⑤ 理事の職務の効率性を確保する態勢

理事の職務が効率的に行われることを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 事業計画を設定し、その進捗状況を定期的に評価します。
- ② 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を行うほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託します。
- ③ 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定めます。

⑥ 当会および子会社の業務の適正性を確保する態勢

当会および子会社における業務の適正性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 当会における業務の適正性を確保するため、子会社を管理する規程を定めます。
- ② 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜、指導・助言・管理・承認等を行います。

⑦ 内部監査態勢

経営の健全性確保・効率性向上に向けた内部監査態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備します。
- ② 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査実施計画に基づき実施します。
- ③ 内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するほか、内部監査実施状況を経営管理委員会に報告します。
- ④ 内部監査部門は、監事と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化します。

⑧ 監事へのサポート態勢

監事の職務を補助する職員を確保するとともに、当該職員の理事からの独立性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置します。
- ② 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、専任職員を配置します。
- ③ 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行します。
- ④ 監事室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ監事の意見を聴取し、当該意見を尊重します。

9 監事への報告態勢

監事への報告に関する態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告します。
- ② 各業務の主管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合、監事にその旨を報告します。
- ③ 内部監査部門は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行います。
- ④ 主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供します。

10 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための態勢

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役員および子会社の役員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底します。

11 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支出するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとします。

12 監事監査の実効性を確保する態勢

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の実効性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席し、意見を述べる事ができるものとします。
- ② 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行います。
- ③ 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力するほか、監事監査規程等に定めのある事項を尊重し、監事監査の円滑な運営に協力します。

業務の適正を確保するための運用状況

当会は、「内部統制基本方針」に基づき、法令等遵守、リスク管理、内部監査の各管理態勢について、経営企画会議、統合リスク・財務統括委員会等の会議体において、適切な内部統制の構築・運用に努めており、その運用状況は以下のとおりです。

① 法令等遵守態勢

コンプライアンス・マニュアル等を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役職員に対するコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応については、反社会的勢力等への対応規程を定め、反社会的勢力等の排除にかかわる体制を整備し、その運用状況等について、定期的に理事会等に報告を実施しています。

財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる規程等を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。また、お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を明確に示し、役職員に周知を行っています。

② 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事会等の重要な会議の運営規程を定め、その規程に基づき、議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定し、役職員への周知、情報管理を確実なものとしています。また、システム障害時における緊急対応計画やシステム障害時における緊急対応手続規程等を定め、サイバーセキュリティ対策にかかる体制を整備しています。

③ リスク管理態勢

リスク管理の基本方針を定め、業務運営にかかわる様々なリスクを把握し、経営企画会議、統合リスク・財務統括委員会、理事会に定期的にリスク管理状況の付議を行っています。また、J Aバンク業務継続における信連代行手続規程を定め、災害等が発生した場合でも、県下J Aの利用者に基本的なサービスを提供することとしています。

④ 理事の職務の効率性を確保する態勢

中期計画等の進捗状況を理事会等へ定期的に報

告しています。また、重要案件等に対する理事の迅速な経営判断ができるよう、理事により構成される協議会を週1回程度の頻度で開催しています。

⑤ 当会および子会社の業務の適正性を確保する態勢

各業務にかかる諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理業務規程等を設定し、子会社における業務管理態勢やリスクの把握に努めることとしています。

⑥ 内部監査態勢

内部監査業務規程を設定し、当会の全業務にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長、監事および理事会に報告しています。

⑦ 監事へのサポート態勢

監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置し、専任職員を配置しています。

また、監事室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ監事の意見を聴取しています。

⑧ 監事への報告態勢

理事会や理事等により構成される会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

⑨ 監事監査の実効性を確保する態勢

代表理事と監事は、業務の運営や課題等についての定期的な意見交換を行っています。また、監事監査規程に基づく、監事監査の円滑な運営に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関は、その業務の公共性の高さから、法令や社会的規範を逸脱するような営業姿勢を厳に慎み、良識ある営業活動を行うことが強く求められています。

当会におきましては、当会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、公正かつ健全な業務運営を通じてこれらを果たしていくことで、利用者の皆様や地域社会から揺るぎない信頼を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立を経営上の最重要課題として取り組んでいます。

具体的には、理事長・全常務理事および全部署長で構成する経営企画会議を中心としたコンプライアンス態勢全般にかかわる企画・推進・進捗管理体制のもとで、責任者等の役割や連絡・報告ルート等の明確化を図り、各部署が連携して業務の健全性・適切性の一層の向上に努めています。

また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度理事会で審議・策定し、役職員が一丸となって継続的にその実現に向け取り組んでいます。

さらに、業務遂行に際して堅持すべき考え方や行動の指針を明文化した「コンプライアンスにかかる基本方針」や、役職員一人一人が高い倫理観と責任感をもって行動するための業務における心構え、各種法令等に照らして留意が必要な事項等を規定した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、職場内研修等を通じて全役職員に周知・徹底を図っているほか、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、毎年役職員に対して外部講師によるコンプライアンスに関する研修を実施しています。

コンプライアンスにかかる基本方針

① 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

② 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

③ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

④ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

⑤ 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

⑥ 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

利用者保護等の管理

当会は、利用者の皆様（利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保をするため、以下の方針を遵守しています。また、利用者の皆様の保護と利便の向上に向けた継続的な取組みを行っています。

利用者保護等管理方針

- ① 利用者に対する取引（「資金の貸付、貯金および定期積金の受入れ、国債等の募集の取扱い、その他当会と利用者との取引」をいい、以下も同様とします。）または金融商品の説明（金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当会では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止および反社会的勢力等の排除に向けて取り組むため、これらに関する基本姿勢を示す「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定するとともに、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本事項を定める「マネー・ローンダリング等への対応規程」、「反社会的勢力等への対応規程」、具体的な対応方法を定

める「反社会的勢力等への対応手続規程」を制定し、もってマネー・ローンダリング等の防止、不当要求等による被害の防止および当会の信頼性・経営の健全性の維持に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング等防止対策の重要性はこれまでになく高まっており、当会では、マネー・ローンダリング等防止対策を重要な経営課題の一つとして位置付け、上記の規程等に基づき、適切に対策を講じています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業の遂行に当たり、マネー・ローンダリング等の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

① 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢の確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

② マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯

罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

③ 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

④ 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

⑤ 外部専門機関との連携

当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力に対応します。

情報資産の保護・管理

当会は、お客さまとの取引等において顧客情報を入手する立場にあり、当会自らも経営戦略上の機密情報をはじめ様々な情報を保有し、業務上の利用を行っており、すべての役職員は、それらの情報に対し保護・管理の責務を負っています。

また、当会の情報システムは、高い公共性を有しており安全性と情報の機密保持が要求されています。このため、安全性・信頼性を確保した開発・運

用を図ることが重要となっています。

このような状況から、情報資産（情報および情報システム）の適切な保護・管理・利用は、当会にとって極めて重要な経営課題であると認識し、情報資産にかかわる「セキュリティポリシー」を制定し、情報資産の保護・管理にかかわる基本的な考え方を明らかにしています。

セキュリティポリシー

① 情報セキュリティ管理の基本的な枠組み

自然災害（地震、災害、風水害等）、システムリスク（システムの停止、誤作動、不正アクセス等）、人的リスク（不正行為、誤操作等）等に対し、次の観点から当会の情報資産を保護・管理します。

- ① 機密性
認可された者だけが情報にアクセスします。
- ② 完全性
情報および処理方法の正確さおよび完全である状態を安全に守ります。
- ③ 可用性
認可された者が、必要時に情報および情報システムを適切に利用します。

② 情報管理の基本原則

情報は、情報の重要性に応じて適切な保護・管理を行うこととし、重要な情報は、業務上知る必要のある人に情報の提供を限定する等、適切に保護・管理します。

また、特に重要な情報である顧客情報については、外部への流出、漏洩等が発生しないように厳格に管理します。

③ 情報セキュリティの管理体制

- ① 情報セキュリティにかかわる検討・審議機関は、経営企画会議とします。また、各部署にお

いて情報セキュリティの確保・向上等を図る担当者は、コンプライアンス責任者とします。

- ② 情報資産にかかわる業務を外部の業者に委託する場合は、機密保護等のための安全対策を盛り込んだ契約を締結します。
- ③ 役職員および派遣社員等に対して、情報セキュリティにかかわる適切な教育・指導を行います。
- ④ 情報セキュリティにかかわる事故が発生した場合は、所定の手続により速やかに報告するとともに迅速な復旧を行い、影響の範囲が広まらないような対応を行います。事故の確認と調査後、必要に応じて事務手続の見直しや再発防止策を講じます。

④ 物理環境セキュリティ

重要な情報資産を取り扱う施設や設備は、不正侵入や盗難、破壊、災害等から防御するための手続を定め、これに従って厳重に管理します。

また、防犯・防災のための組織および設備を整備します。

⑤ システム関連セキュリティ

- ① コンピュータおよびネットワークの適切かつ効率的で安全な運行のための運用手順および障害時における手順を設定します。
また、システム運用時における不正使用等を

防止するため、職責を分離し相互牽制を働かせるとともに、外部のネットワークと接続する場合は、セキュリティ管理上必要な安全対策を講じます。

- ② 情報システムへは、許可された者だけがアクセスできるよう必要な措置を講じます。
- ③ システム開発においては、安全性・信頼性を確保するための設計基準等を設定し、システム開発に利用するプログラムやデータは、破壊等を防止するため厳重に管理します。

また、システム開発後において、製造物の評価・検証を行い、開発および変更を行ったプログラムを本番運用システムに反映させる場合の承認手続を設定するとともに、データの安全で円滑な運用管理を確保するための管理手順を設定します。

加えて、外部ソフトウェアパッケージを導入

する場合は、必要なセキュリティ機能が組み込まれていることを確認します。

6 法令等の遵守

- ① 役職員および派遣社員等は、情報セキュリティに関する法令等を遵守します。
- ② 情報は、適法かつ適正な方法により取得し、その情報の利用目的の範囲内において利用します。
- ③ 情報システムにかかわる施設・設備は、承認された者だけが業務目的でのみ利用します。
- ④ 情報セキュリティに関する違反については、罰則を課すことがあります。

個人情報保護

当会では、個人情報保護に的確に対応するため、個人情報保護にかかわる管理・組織体制を整備するとともに、個人情報保護にかかわる考え方および個人情報の取扱いを示す「個人情報保護方針」、個人情報の取扱いの基本事項を定める「個人情報取扱規程」、個人情報の取扱いの具体的事項を定める「個人情報取扱手続規程」を制定し、個人情報保護に関する法律・関係法令等を遵守することで、利用者の皆様の個人情報の適切な保護と利用に努めています。

また、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。）については、特定個人情報の取扱いの基本事項を定める「特定個人情報取扱規程」、特定個人情報の取扱いの具体的事項を定める「特定個人情報取扱手続規程」を制定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を遵守することで、利用者の皆様の特定個人情報の適正な取扱いと厳格な保護措置に努めています。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

① 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

② 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の食農法人営業部に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

③ 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④ 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、役職員および委託先（再委託先等を含みます。）を適正に監督します。

⑤ 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供いたしません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

⑥ 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものを入ります。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等なら

びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号

愛知県信用農業協同組合連合会 健全化推進部

TEL 052-951-4108

金融商品の勧誘

当会では、お客さまに的確に対応するため、金融商品販売にかかわる勧誘の基本姿勢を示した「金融商品の勧誘方針」を制定し、お客さまに対する的確な商品内容の説明や適正な勧誘など、金融機関に求められる義務の周知・徹底を図っています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 会員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 会員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、会員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 会員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する会員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

苦情処理措置および紛争解決措置への対応

当会では、利用者の皆様からの相談・苦情等に迅速かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・リーフレットで公表するとともに、「JAバンク相談所」とも連携し、以下の受付窓口を設けて利用者の皆様の声を誠実に受け止め、その円滑な解決を図ることに努めています。

① 苦情処理措置の内容

- ・ 当会とのお取引に関して、お気づきの点、ご不満な点を次の窓口でお伺いすることとしています。

JA愛知信連 健全化推進部 受付窓口	
電話番号	052-951-4108
受付時間	午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

- ・ 当会にお申し出いただいても、ご納得いただけない場合は、次の「JAバンク相談所」までお申し出いただくこととしています。

「JAバンク相談所」は、一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所が設置・運営しており、公平・中立な立場で皆様のお申し出を伺い、当会に対して迅速な解決を求める体制としています。

JAバンク相談所	
電話番号	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時 (金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

- ・ 解決が見つからない場合は、愛知県弁護士会の運営する次の紛争解決センターをご利用いただくこととしています。

上記①の当会窓口または「JAバンク相談所」にお申し出いただくか、紛争解決センターに直接お申し立ていただくことも可能としています。

愛知県弁護士会紛争解決センター	
電話番号	本会 052-203-1777 西三河支部 0564-54-9449
受付時間	午前10時～午後4時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

- ・ 愛知県弁護士会以外の他の機関に紛争解決をお申し出いただくことも可能としています。

リスク管理態勢

金融・経済のグローバル化、情報技術の革新、新たな金融手法の登場などにより、金融機関が抱えるリスクは、一層、多様化・複雑化してきています。こうした状況の中、金融機関が経営の健全性と信頼性を確保するためには、これまで以上にリスク管理態勢の強化を図っていくことが重要となっています。

当会においては、リスク管理を経営上の最重要課題の一つと位置付け、リスク管理の基本となるリスク管理方針とともに、当会の財務運営上の使命を果

たすことの意味となるリスクアベタイト・ステートメントを定め、リスク管理にかかわる各種規程に基づく経済資本管理体制構築のもと、リスク管理態勢の強化に努めています。

リスク管理態勢の強化においては、当会の経営戦略、保有するリスクの状況などを踏まえ、リスクカルチャーの醸成を図りつつ、今後とも、管理体制の見直しや管理内容の高度化を図るなど、継続的な取り組みを実践してまいります。

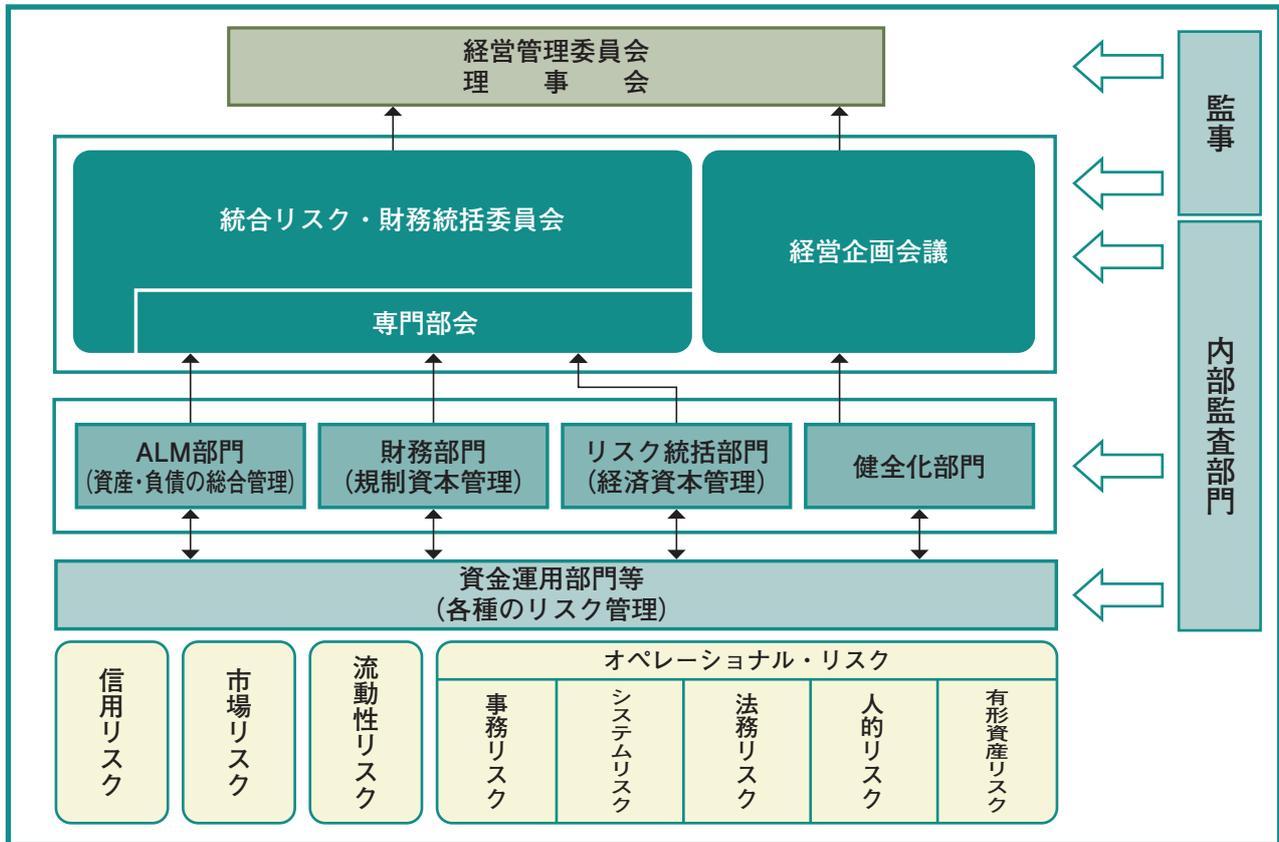
管理対象とするリスクの種類

管理対象とするリスクの種類およびその内容は、次のとおりです。

種 類	内 容	
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、当会の資産（オフバランスを含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク	
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク	
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> 運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク） 	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	法務リスク	利用者に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む。）などにより、損失を被るリスク
	人的リスク	労働安全衛生上の問題（健康被害・過労死）・人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、損失を被るリスク
	有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、損失を被るリスク

リスク管理体制

当会のリスク管理体制は、次のとおりです。



当会においては、理事長・全常務理事および全部署長を構成者とする経営企画会議を設置し、会全体の業務運営にかかわる重要な事項の総合的な検討を行っており、オペレーショナル・リスクおよび危機管理等にかかわる事項についても、本会議の中で検討しています。

また、収益や各種リスクの状況等を経営全体として総合的に把握し、財務等にかかわる意思決定等を迅速に業務執行に結びつけるための機関として、理事長・全常務理事および関係部署長を構成者とする統合リスク・財務統括委員会を設置し、リスクアペタイト・フレームワークの運営にかかわる事項、リスク管理および財務戦略にかかわる事項などについて検討しています。

経済資本管理体制

経済資本管理は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを管理対象として、これらのリスクを定量的に計量し、当会の自己資本を基にリスク種類や運用部署に対して配賦する経済資本配賦額の範囲内にリスク量を収めることにより、リスクが経営体力を超えないよう管理を行っています。

経済資本配賦額の設定に当たっては、リスク統括部は、当会の財務計画のリスクシミュレーションお

よびストレス・テストを実施し、当該計画が当会の経営体力に見合うリスクテイクとなっていることを検証したうえで、当該計画を踏まえて経済資本配賦額を検討し、統合リスク・財務統括委員会で協議のうち、理事会の承認を得て設定しています。

また、リスク統括部は、設定した経済資本配賦額に対するリスク量の使用状況をモニタリングしています。

各種リスクの管理体制および監査体制

各種リスクの管理体制および監査体制の概要は、次のとおりです。

① 信用リスク管理体制

食農法人営業部および資金証券部が与信にかかわる第一次審査を実施したうえで、食農法人営業部および資金証券部から独立して設置したリスク統括部（審査担当）が与信にかかわる第二次審査を実施する二審制を確立し、これにより、審査にかかわる相互けん制機能を確保しています。また

与信判断をより客観的に行うため、信用格付を設定するなど厳格な審査を行うとともに、貸出資産等の健全化にも努めています。

さらに、融資等の与信限度額を設定し、これに基づきリスク統括部（審査担当）が運用状況を定期的にモニタリングしています。

② 市場リスク管理体制

市場取引における相互けん制機能を確保するため、リスク統括部をミドル・オフィスとし、また資金証券部については、市場部門（フロント・オフィス）および事務管理部門（バック・オフィス）を分離しています。

また、経済資本管理において配賦する経済資本額の範囲内で、健全なポートフォリオを構築するため、

ポートフォリオ状況のモニタリング、短期売買による機会利益確保を目的とした取引についての限度額管理を行うほか、商品ごとの特性に合わせたリスク管理が必要な投融資商品およびファンドについては、個別にデューデリジェンスとモニタリングの態勢を確立しています。

③ 流動性リスク管理体制

当会の資金繰りに重大な影響を及ぼす事態が発生した場合または発生するおそれがある場合において、事態の速やかな把握および適切な資金繰り管理を行うため、リスク統括部が資金繰り逼迫度

区分に基づく管理等を行っています。また、当会の保有資産の取引に支障を来すことがないように、資金証券部が市場流動性低下を早期に察知するためのモニタリングを行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理体制

業務遂行に伴い発生するリスクの顕在化を未然に防止するため、自己検査の実施等のリスク特性に応じた予防的措置を講じることにより、オペレーショナル・リスクの顕在化の未然防止に取り

組んでいます。これらオペレーショナル・リスクにかかわる事項については、経営企画会議で検討し、事故等の防止に万全を期しています。

⑤ 監査体制

当会では、農協法で設置を義務付けられた監事および会計監査人のほかに、業務執行部門から独立した部署として監査部を設置しており、それぞれが役割に応じた監査を実施し、連携を図ることにより、経営の健全性の確保および業務運営の効率性の維持・向上に努めています。

監事による監査は、経営管理委員および理事の職務の執行を対象として定期・随時実施しています。

また、内部監査については、理事会で承認された内部監査計画に基づき、各部門の業務の遂行状況を適切性と有効性の観点から評価・検証し、必要に応じて改善・合理化への提言を実施しています。

なお、それぞれの監査の実施結果については、理事会および経営管理委員会に報告するとともに、改善が必要な事項等については、内部監査において定期的にフォローアップを行っています。

災害時の業務継続に向けた取組み

災害時の業務継続に向けた取組みは、次のとおりです。

① 南海トラフ地震等の発生に備えた災害対策

愛知県においては、その全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震度6弱以上の地震や津波による被害が想定されることから、その地域内にある金融機関については、防災体制の充実・強化が求められています。

当会は、公共的な使命を担う金融機関として、こうした大規模な地震などの自然災害の発

生およびこれに伴う二次災害等の発生に備え、万全な対応が図れるよう災害時における組織・情報連絡体制、役職員等の行動基準等を整備するとともに、全役職員等への周知徹底や実効性確保に向けた災害対策訓練の実施、非常時通信施設の整備、必要物資の確保などの事前準備に取り組んでいます。

災害時における当会の基本方針

- ① 来店客・役職員および外部委託社員等の生命の安全を確保します
- ② 事前対応に万全を期し、災害による被害を最小限にとどめます
- ③ 被災後、迅速・的確な初期対応を取るとともに、二次災害の防止に努めます
- ④ 一刻も早い復旧を目指します

② システム障害連絡訓練

当会は、万一のシステム障害の発生に備え、農林中央金庫、当会、JA合同のシステム障害連絡訓練を実施しており、令和6年度は1月に実施しました。

この訓練は、重大な障害発生時の体制に万全を期するため、農林中央金庫と連携し、①当会内における情報連絡体制・対応事項の確認、②農林中央金庫、当会、JA間における情報連絡体制・対応事項の確認を目的としています。

業務のご案内

貯金業務

当座貯金や総合口座、各種定期貯金などご利用の目的や期間、金額等に応じてお選びいただける各種貯金等をお預かりしています。

また、全国のJAでの貯金の引出し・預入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでも現金の引出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMでは引出し・預入れ）ができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

融資業務

県下JAや関係団体をはじめ、農業者や事業者の皆様のご事業や地域住民の皆様のご暮らしに必要な資金をご融資しています。

また、日本政策金融公庫などの代理店として、農業や生活等に必要なお金をご融資しています。

為替業務

全国のJA、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などとオンラインシステムで提携し、迅速かつ確実に為替のお取扱いをしています。

国債・投資信託の窓口販売業務

皆様の多様な資金運用ニーズにお応えするため、当会の窓口では国債や投資信託のお取扱いをしています。

余裕金運用業務

ALMや統合的なリスク管理により安全性、収益性、流動性を考慮しながら安定的な収益確保のためシステムへの預け金のほか公社債などの有価証券運用をしています。

JAの指導・支援業務

県下JAの信用事業の県域機能を担う組織として、JA信用事業に対する取引推進・経営管理業務等の指導・支援、さらに質の高い金融商品・サービスを提供するための人材育成にかかわる研修や事務指導を行っています。

また、金融商品・サービスの企画をはじめテレビやラジオ等のマスメディアを媒体とするPRも積極的に実施しています。

集中処理業務

県下JAの営業店後方事務の集中処理を担い、県下JAの事務の合理化・効率化に取り組んでいます。

主な取扱商品・サービス

主な貯金

種 類	内 容	期 間	お預入れ金額	
総 合 口 座	給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金（自動継続扱い）とが1冊の通帳で利用でき、いざというときに便利な自動融資がセットされた口座です。 自動融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で自動的に最高200万円までご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入れ残高に応じて金利が段階的に高くなります。			
当 座 貯 金	手形・小切手のお支払いのための貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。			
納 税 準 備 貯 金	納税期に合わせて納税資金を準備するための貯金です。	預入れ自由、払出しは納税のみ		
通 知 貯 金	まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。お引出しの場合には、2日以上前にお知らせください。	7日以上	5万円以上	
定 期 貯 金	スーパ－定期	お預入れ期間を1か月から10年までラインアップしたベーシックな定期貯金です。お預入れ期間が3年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	1か月～10年、期日指定方式もあります。	1円以上
	満期フリー定期	据置期間（6か月）を経過すればいつでも解約でき、お利息もお預入れ期間に応じて計算しますので大変お得です。	最長預入期限は5年	1円以上 1,000万円未満
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月～10年、期日指定方式もあります。	1,000万円以上
	期日指定定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。1年間の据置期間後はいつでもお引出しができます。	3年以内	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金	市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる貯金で、複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	1・2・3年	1円以上
	積 立 式 定 期 貯 金	エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由
満 期 型		あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	6か月以上10年以内	1円以上 1円単位
年 金 型		積み立てた資金を定期的（年2回、年4回、年6回および年12回）にお受取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間1年以上	
スーパ－積 金	定 額 式	ライフプランに合わせて毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。	1・2・3・4・5年	1,000円以上 1円単位
	目 標 式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。		
	満期分散式	契約期間中に1年ごとに満期が到来し、掛込期間に応じて段階的に受け取ることができる積金です。	2・3・4・5年	
譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	・定型方式は、1か月、3か月、6か月および1年～5年の8種類 ・期日指定方式は、2週間以上5年未満	1,000万円以上 1円単位	

農業者向けご融資

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
アグリマイティー 資金	農業経営に必要な設備資金・ 運転資金	ご相談に 応じて決定 しています。	① 長期資金は対象事 業に応じて最長20年 以内 ② 短期資金は1年以内	① 長期資金は原則として元 利均等返済または元金均等 返済 ② 短期資金は原則として期 日一括返済	必要に応じ て担保・保 証を設定

注 上記以外にも、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金等の制度資金等も取り扱っております。

一般企業等事業者向けご融資

種 類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
一 般 事 業 資 金	通常の運転資金・設備資金のほ か、季節的・一時的に必要な資金	ご相談に応じて決定しています。			

各種サービス

種 類	内 容	
為 替	全国のJAはもちろんのこと、全国銀行データ通信システムを利用して、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立がスピーディーにでき、大変便利です。	
自動受取サービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元金、株式配当金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安心です。	
自動支払サービス	公共料金、税金、JAカード利用代金などをJAの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けて便利です。	
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。	
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードで、愛知県下はもちろん全国のJAのATMで現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協などのATMでもお引出し、残高照会がご利用いただけます。 さらに、ゆうちょ銀行のATMやコンビニATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行）でもお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。	
デビットカードサービス	お手持ちのJAキャッシュカードで、Jデビット加盟店における買い物時のお支払いができます。現金を引き出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用となるため、使いすぎる心配もありません。	
J A カ ー ド	JAカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。また、ETC（有料道路自動料金収受システム）カードのお取次ぎ、24時間・年中無休で全国どこへでも駆け付けるロードサービス付JAカードのお取次ぎもいたします。	
J A バ ン ク ア プ リ	キャッシュカードを保有する個人のお客さまが、スマートフォンにアプリをダウンロードすることにより、口座残高や取引明細を照会することができます。	
J A バ ン ク ア プ リ プ ラ ス	スマートフォンにアプリをダウンロードすることにより、振込・振替や住所・電話番号変更、税金・各種料金の払込み（ペイジー）等がご利用いただけます。	
通 帳 レ ス 口 座	通帳等の発行に代えて、JAバンクアプリで貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービスです。JAバンクアプリから通帳レス口座への切替が可能です。	
P a y B サービス	スマートフォンで払込票のバーコードを読み込み、税金・公共料金等の支払いが可能となるサービスです。	
Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス	ご利用対象の収納機関係窓で、JAバンクのキャッシュカードをご提示いただき、口座振替受付端末に暗証番号を入力していただくだけで、お届け印なしで口座振替がご利用になれるサービスです。	
Web口座振替受付サービス	JA窓口へのご来店や口座振替依頼書のご記入は必要なく、JAバンクと連携した収納機関のホームページから、インターネットを通じて口座振替の手続きが可能となるサービスです。	
即時口座振替サービス	JAバンクと連携した各種キャッシュレス決済サービスに、JAバンクの口座から即時でチャージ（入金）や口座振替を行うことができるサービスです。	
J A ネ ッ ト バ ン ク	インターネットを利用できるパソコン、スマートフォンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、定期貯金の預入、さらには住宅ローンの一部繰上返済などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。	
法人JAネットバンク	オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、さらには伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。	
給与振込サービス	毎月お支払いの給与・賞与を従業員の皆様をご指定されるJAをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。	
口座振込サービス	継続的にお支払いの商品仕入金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。	
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。	
小規模企業共済	小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。	
マイ家計簿サービス	毎月1回、ご指定の日に1か月間のお預かり金額、お支払金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客さまで「総合口座通帳」、「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申込みいただけます。	
J A バ ン ク で ん さい サービス	オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権の取引ができます。電子記録債権は、手形等に代わる新たな金銭債権として、物品販売代金等の支払いや受取りに利用でき、大変便利です。	
JAの投信つみたてサービス	毎月1回、ご指定の日に、ご指定の金額で投資信託を定期的買い付けます。複数の取扱商品から資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。	
の 国 債 窓 口 販 売 ・ 投 資 信 託	債	個人向け国債、長期利付国債、中期利付国債のご購入ができます。 国債は国が発行する債券です。利息と元金は、ご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますので大変便利です。
	投 資 信 託	投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。

手数料一覧

ATM利用手数料

(令和7年7月1日現在)

ご利用ATM	サービス	お取扱時間(注1)		手数料(注2)	ご利用ATM	サービス	お取扱時間(注1)		手数料(注2)	
県下J A	お引出し ご入金 残高照会	平日	6:00~23:00	無料	ゆうちょ銀行	お引出し ご入金	平日	8:00~ 8:45	220円	
		土曜						8:45~18:00	110円	
		日曜・祝日	7:00~23:00					18:00~21:00	220円	
		12月31日					8:00~ 9:00	220円		
県外J A	お引出し ご入金 残高照会	平日	8:00~21:00	無料			土曜	9:00~14:00	110円	
		土曜						14:00~21:00	220円	
		日曜・祝日						8:00~21:00	220円	
		12月31日					8:00~21:00	取扱日の曜日に合わせた手数料となります。		
三菱UFJ 銀行	お引出し	平日	8:00~ 8:45	110円	その他銀行 (注3)	お引出し	平日	8:00~ 8:45	220円	
			8:45~18:00	無料				8:45~18:00	110円	
			18:00~21:00	110円				18:00~21:00	220円	
		土曜	8:00~21:00	110円			土曜	8:00~ 9:00	220円	
		日曜・祝日		110円				9:00~14:00	110円	
	12月31日	110円		14:00~21:00				220円		
残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ		無料	日曜・祝日	8:00~21:00	220円				
セブン銀行 イーネット ローソン銀行	お引出し ご入金	平日	8:00~ 8:45	220円	残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ	無料	12月31日	8:00~21:00	ご利用の金融機関等により手数料が異なります。
			8:45~18:00	110円					8:00~ 9:00	220円
			18:00~21:00	220円						9:00~14:00
		土曜	8:00~ 9:00	220円				14:00~21:00		220円
			9:00~14:00	110円				日曜・祝日	8:00~21:00	220円
		14:00~21:00	220円	12月31日					8:00~21:00	220円
		日曜・祝日	8:00~21:00		220円	残高照会	「お引出し」のお取扱時間と同じ	無料		
		12月31日		220円						

- 注1 金額・時間帯によっては、一部ご利用いただけない場合があります。
 注2 上記金額には、消費税相当額を含んでおり、当会のキャッシュカードをご利用いただいた場合の手数料となります。
 注3 三菱UFJ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行を除く銀行、信用金庫、信用組合、漁協ほか。なお、漁協のATMをご利用の場合は、手数料が終日無料となります。
 注4 1月2日・3日は、「日曜・祝日」に含みます。

内国為替の取扱手数料

(令和7年7月1日現在)

手数料の種類			手数料(注1)				
振込手数料	窓口利用	振込	同一店内	5万円未満1件につき	110円		
				5万円以上1件につき	330円		
			県内J A あて	5万円未満1件につき	220円		
				5万円以上1件につき	440円		
				他金融機関あて	5万円未満1件につき	440円	
					5万円以上1件につき	660円	
	給与・賞与振込	給与・賞与振込	同一店内		無料		
			県内J A あて		無料		
			他金融機関あて	1件につき	110円		
			ATM利用	現金	同一店内		無料
					県内J A あて		無料
					他金融機関あて	5万円未満1件につき	330円
	ATM利用	キャッシュカード(注2)	同一店内		無料		
				県内J A あて		無料	
				他金融機関あて	1件につき	330円	
			J A ネットバンク利用	J A ネットバンク利用	同一店内		無料
					県内J A あて		無料
					他金融機関あて	1件につき	330円
	法人J A ネットバンク利用	都度振込・総合振込			同一店内		無料
					県内J A あて		無料
他金融機関あて					1件につき	330円	
給与・賞与振込		給与・賞与振込	同一店内		無料		
			県内J A あて		無料		
			他金融機関あて	1件につき	110円		
媒体利用	総合振込	同一店内	1件につき	110円			
		県内J A あて	1件につき	110円			
		他金融機関あて	1件につき	440円			
	給与・賞与振込	給与・賞与振込	同一店内		無料		
			県内J A あて		無料		
			他金融機関あて	1件につき	110円		

注1 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

2 「J Aバンクのキャッシュカード以外のキャッシュカード」をご利用いただいた場合は、上記手数料に加えて、ATM利用手数料が別途かかることがあります。

その他の諸手数料

(令和7年7月1日現在)

手数料の種類		手数料		
通帳、証書、カード等の再発行手数料	ICキャッシュカード以外	1件につき	550円	
	ICキャッシュカード	1件につき	1,100円	
残高証明書発行手数料	所定用紙	1通につき	550円	
	所定用紙以外	1通につき	1,100円	
	監査法人用	1通につき	2,200円	
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	1,100円	
小切手用紙交付手数料		1冊(50枚)につき	5,500円	
手形用紙交付手数料		1冊(25枚)につき	5,500円	
国債証券等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料		1口座(月額)につき	110円	
未利用口座管理手数料		1口座(年間)につき	1,320円	
契約手数料	法人J A ネットバンク	1顧客当たり	27,500円	
	法人J A ネットバンク	照会・振込サービス	1顧客当たり	1,100円
月間基本利用料	銀行	上記および伝送サービス	1顧客当たり	2,200円
	J Aバンクでんさいサービス		1顧客当たり	1,100円
媒体持込手数料(給与・賞与振込・総合振込・口座振替)		1回の持込につき	22,000円	

注1 上記金額には、消費税相当額を含んでいます。

2 法人J A ネットバンクの伝送サービスをお申込みいただいている場合は、J Aバンクでんさいサービスの月間基本利用料は無料です。

3 J Aバンクでんさいサービスにおける発生記録請求等の件別利用料は、法人J A ネットバンクホームページをご覧ください。

会員数

(単位：会員)

区 分	令和6年3月末	令和7年3月末
正 会 員	26	25
准 会 員	32	32
合 計	58	57

役員

(令和7年7月1日現在)

経営管理委員会

■ 会 長

齋 藤 種 治

■ 経営管理委員

平 野 和 実

山 口 義 博

伊 藤 友 之

長 谷 川 浩 敏

大 藪 泉

吉 田 明

鈴 木 茂 正

鈴 木 照 彦

石 川 尚 人

海 野 文 貴

山 本 和 孝

渥 美 純 一

理事会

■ 代表理事理事長

磯 村 幹 夫

■ 理事

鈴 木 敬 三

■ 代表理事

柴 田 伸 一

野 々 山 勝 人

太 田 稔 人

監事会

■ 代表監事

大 竹 博 久

■ 監 事

市 川 耕 一

■ 常勤監事

加 藤 雅 志

■ 員外監事

伊 藤 辰 也

会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年7月1日現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

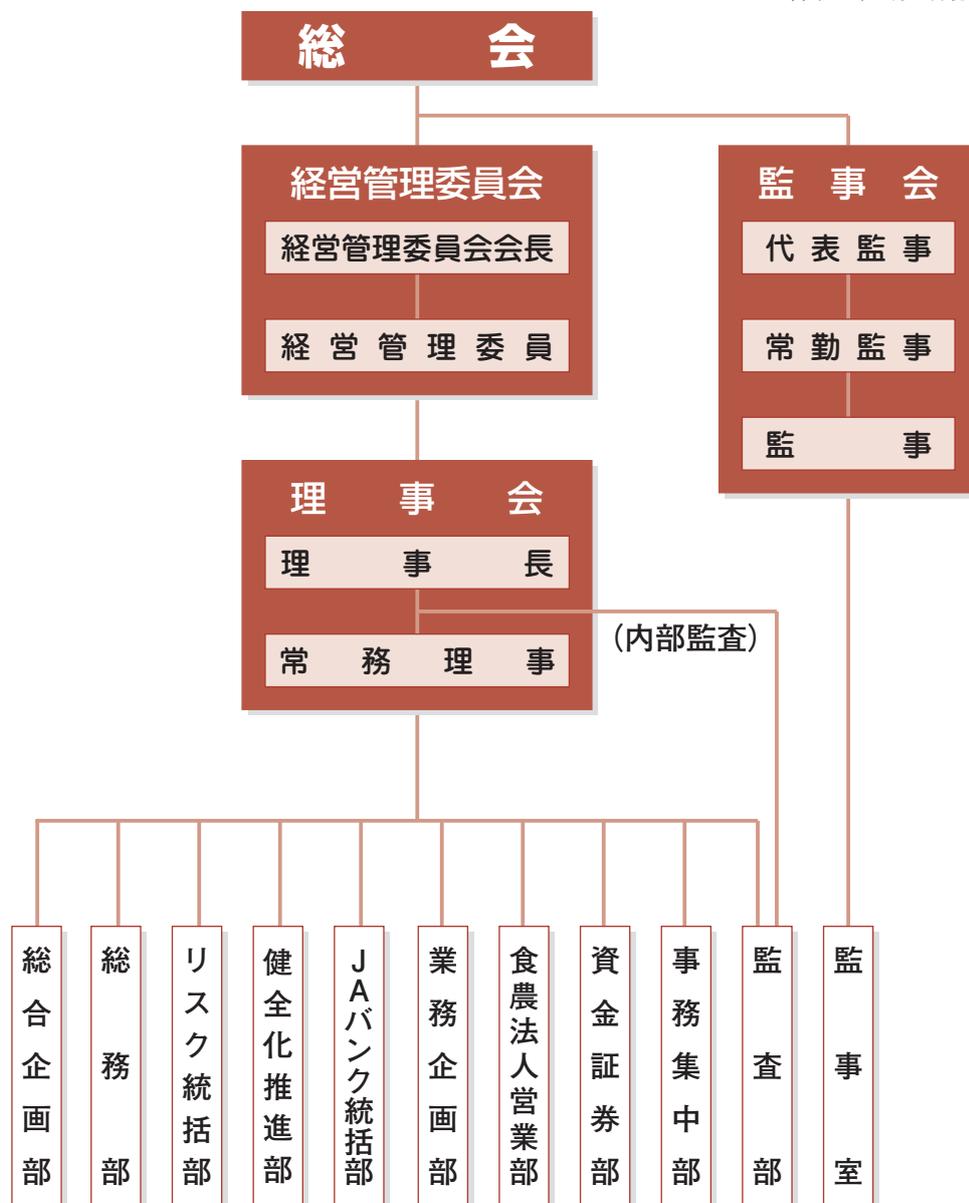
職員数

(単位：人)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
職 員 数	318	313	349	336	322

機構図

(令和7年7月1日現在)



自動化機器の設置状況

(令和7年7月1日現在)

区 分	店舗内	店舗外
信 連 設 置	3台	1台
J A 設 置	455台	119台
合 計	458台	120台

注 信連設置の店舗外の設置場所は、次のとおりです。
JR名古屋駅

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

事務所・店舗の所在地

(令和7年7月1日現在)

本 店



〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号
TEL.052 (951) 3623
FAX.052 (961) 8140



事務センター



〒465-8502 名古屋市名東区社口二丁目301番地

あゆみ

明治45年	6月	前身の尾三信用組合聯合会設立	平成11年	6月	投資信託窓口販売業務の取扱開始	
昭和23年	8月	愛知県信用農業協同組合連合会設立		8月	ジェイエイ愛信ビジネス株式会社設立	
	27年	8月		10月	全国農協貯金ネットサービスにおける取扱手数料を無料化	
	41年	9月		12年	3月	インターネットバンキング、モバイルバンキングの取扱開始
	43年	12月		5月	郵貯とのCD・ATMオンライン提携を開始	
	45年	4月		10月	日銀歳入復代理店業務の取扱開始	
	48年	2月		13年	11月	J A ネットバンクの取扱開始
	51年	4月		14年	1月	「J A バンク愛知県本部」を立ち上げ
	52年	4月		4月	機構改革により2支店を本店に統合	
	54年	2月		6月	経営管理委員会制度を導入	
	57年	7月		15年	6月	貯金残高4兆円
	59年	2月		17年	1月	JASTEMシステムへの移行
	59年	8月		19年	5月	郵貯・セブン銀行とのATM入金提携開始
	62年	7月		20年	12月	貯金残高5兆円
平成元年	7月	貯金残高2兆円		23年	12月	J A あいちビル竣工
	2年	7月		24年	1月	J A あいちビルでの業務開始
	3年	2月		6月	県内J A 間でのATM等による振込手数料無料化	
	9年	5月		25年	3月	商品・事務の統一化を実施
	10年	6月		26年	4月	貯金残高6兆円
	10年	10月		27年	3月	外部格付の取得
	11年	3月		28年	12月	貯金残高7兆円
			令和2年	2月	貯金残高8兆円	
				4月	「J A 愛知信連SDGs宣言」を制定	
			4年	3月	愛知信協株式会社 ジェイエイ愛信ビジネス株式会社 解散	

■経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	53
	損益計算書	54
	キャッシュ・フロー計算書	55
	剰余金処分計算書	55
	注記表	56
貯金業務	科目別貯金平均残高	69
	定期貯金金利条件別残高	69
貸出業務	科目別貸出金平均残高	70
	貸出金の金利条件別残高	70
	貸出金の担保別残高	70
	債務保証の担保別残高	71
	貸出金の用途別残高	71
	貸出金の業種別残高	71
	主要な農業関係の貸出金残高	72
	農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	73
	元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	74
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	74
	貸出金償却額	74
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	75
	商品有価証券種類別平均残高	75
	有価証券残存期間別残高	75
時価情報	有価証券の時価情報	76
	金銭の信託の時価情報	77
	デリバティブ取引の時価情報	77
	金融等デリバティブ取引の時価情報	77
	有価証券関連店頭デリバティブ取引の時価情報	77
経営諸比率等	利益総括表	78
	事業純益	78
	受取・支払利息の増減額	78
	利益率	79
	貯貸率・貯証率	79
	資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り	79
	役員等の報酬体系	80

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年3月末	令和7年3月末	科 目	令和6年3月末	令和7年3月末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	5,091	15,160	貯金	7,727,173	7,373,768
預け金	5,629,016	4,964,407	当座貯金	40,796	27,899
系統預け金	5,629,016	4,964,407	普通貯金	18,344	20,822
系統外預け金	—	0	貯蓄貯金	33	32
金銭の信託	215,536	228,000	通知貯金	4,370	3,090
有価証券	1,582,958	1,743,914	別段貯金	758	950
国債	434,672	564,538	定期貯金	7,662,823	7,320,964
地方債	175,197	205,682	定期積金	46	9
政府保証債	—	19,870	借入金	25,600	20,800
金融債	—	9,917	その他負債	55,504	56,351
社債	94,383	99,612	未払法人税等	4	6
外国証券	26,238	33,929	貯金利子諸税その他	68	68
株式	26,307	21,385	従業員預り金	764	710
受益証券	826,160	788,979	仮受金	11,614	12,601
貸出金	456,412	523,115	資産除去債務	125	125
手形貸付	4,119	2,260	その他の負債	47	31
証書貸付	288,205	339,715	未払費用	42,812	42,776
当座貸越	12,307	11,131	前受収益	2	5
金融機関貸付	151,779	170,007	未決済為替借	63	24
その他資産	14,282	10,925	諸引当金	15,572	15,530
従業員貸付金	69	75	相互援助積立金	12,624	12,624
差入保証金	1,163	1,163	賞与引当金	178	176
仮払金	997	383	退職給付引当金	2,452	2,426
未収還付法人税等	7,188	2,107	役員退職慰労引当金	61	77
その他の資産	253	222	特例業務負担金引当金	255	224
未収収益	4,511	6,893	債務保証	2,840	2,469
未決済為替貸	98	79			
有形固定資産	2,171	1,950	負債の部合計	7,826,690	7,468,919
建物	1,473	1,210	(純資産の部)		
土地	512	512	出資金	264,402	364,402
リース資産	60	—	(うち後配出資金)	(210,000)	(310,000)
建設仮勘定	29	126	再評価積立金	0	0
その他の有形固定資産	96	99	利益剰余金	159,740	158,930
無形固定資産	471	459	利益準備金	68,684	69,284
ソフトウェア	343	425	その他利益剰余金	91,056	89,646
ソフトウェア仮勘定	122	28	リスク対策積立金	14,800	14,800
その他の無形固定資産	5	5	特別積立金	56,794	56,794
外部出資	312,877	416,536	当期末処分剰余金	19,462	18,051
系統出資	312,577	416,236	(うち当期剰余金)	(2,957)	(4,580)
系統外出資	299	299	会員資本合計	424,143	523,333
繰延税金資産	7,678	3,950	その他有価証券評価差額金	△ 22,934	△ 82,836
債務保証見返	2,840	2,469	評価・換算差額等合計	△ 22,934	△ 82,836
貸倒引当金	△ 1,438	△ 1,472	純資産の部合計	401,209	440,497
資産の部合計	8,227,899	7,909,416	負債及び純資産の部合計	8,227,899	7,909,416

財務諸表

損益計算書

（単位：百万円）

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	57,339	71,856
資金運用収益	32,664	39,963
貸出金利	4,218	2,323
預け金利	104	3,264
有価証券利息配当金	5,827	7,943
コールローン利息	0	75
その他受入利息	22,513	26,357
（うち受取奨励金）	(22,160)	(26,356)
（うち受取特別配当金）	(352)	(-)
役務取引等収益	4,152	4,212
受入為替手数料	26	22
その他の受入手数料	4,125	4,189
その他の事業収益	4,402	1
その他の事業収益	4,402	1
その他の経常収益	16,120	27,679
貸倒引当金戻入	1,089	-
株式等売却	1,653	10,835
金銭の信託運用	13,254	16,712
その他の経常収益	121	131
経常費用	54,878	66,651
資金調達費用	42,772	42,857
貯金利息	236	2,463
借入金利息	102	-
債券貸借取引支払利息	0	2
その他の支払利息	42,432	40,392
（うち支払奨励金）	(42,427)	(40,388)
役務取引等費用	3,004	3,038
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	3,002	3,036
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	3,855	15,029
支払助成金	102	107
国債等債券売却損	-	5,971
国債等債券償還	3,753	8,949
経費	5,165	5,643
人件費	2,730	2,852
物件費	2,279	2,616
税	155	174
その他の経常費用	79	82
貸倒引当金繰入	-	82
株式等売却損	3	-
金銭の信託運用	76	-
その他の経常費用	0	0
経常利益	2,460	5,205
税引前当期利益	2,460	5,205
法人税、住民税及び事業税	27	33
法人税等調整額	△ 524	592
法人税等合計	△ 496	625
当期剰余金	2,957	4,580
当期末繰越剰余金	16,504	13,471
当期未処分剰余金	19,462	18,051

財務諸表

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,460	5,205
減価償却費	380	556
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 1,131	34
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	△ 119	△ 42
資金運用収益	△ 32,664	△ 39,963
資金調達費用	42,772	42,857
有価証券関係損益(△は益)	2,103	4,085
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 13,178	△ 16,712
貸出金の純増(△)減	△ 3,829	△ 66,702
預け金の純増(△)減	△ 193,000	200,691
貯金の純増減(△)	△ 166,562	△ 353,404
借入金の純増減(△)	△ 11,500	△ 4,800
事業分量配当金の支払額	△ 2,236	△ 1,591
資金運用による収入	44,989	53,439
資金調達による支出	△ 45,951	△ 42,898
その他の	11,244	1,555
小計	△ 366,221	△ 217,689
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△ 575	5,049
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 366,797	△ 212,639
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 411,402	△ 563,436
有価証券の売却による収入	12,139	144,338
有価証券の償還による収入	569,375	206,449
金銭の信託の増加による支出	△ 22,856	△ 41,755
金銭の信託の減少による収入	43,000	21,000
固定資産の取得による支出	△ 257	△ 346
外部出資による支出	—	△ 103,659
投資活動によるキャッシュ・フロー	189,997	△ 337,410
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 11,000	—
出資の増額による収入	11,000	100,000
出資配当金の支払額	△ 3,732	△ 3,798
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,732	96,201
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 180,531	△ 453,848
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,453,636	1,273,104
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,273,104	819,255

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	19,462	18,051
剰余金処分額	5,990	5,126
利益準備金	600	1,000
任意積立金	—	—
普通出資配当金(配当率)	1,904(3.50%)	1,088(2.00%)
後配出資配当金(配当率)	1,894(0.95%)	1,496(0.70%)
事業分量配当金	1,591	1,541
次期繰越剰余金	13,471	12,925

財務諸表

注記表

令和5年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおりです。
- ア 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- イ その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法であり、信託の契約単位ごとに信託財産の構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| そ の 他 | 1年～36年 |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 貸倒引当金は、「資産の償却および引当要領」に基づき、次のとおり計上しています。
- 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失額に基づき計上しており、損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- (9) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、「愛知県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しています。
- (10) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- (11) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としています。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (13) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当年度末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ア 当年度にかかる計算書類に計上した額
- 繰延税金資産 7,678百万円
- イ 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (ア) 算出方法
- 繰延税金資産は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として計上しています。
- (イ) 主要な仮定
- 主要な仮定は、「翌年度以降の課税所得」です。「翌年度以降の課税所得」は、事業計画を基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。
- (ウ) 翌年度以降の計算書類に及ぼす影響
- 将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 貸倒引当金
- ア 当年度にかかる計算書類に計上した額
- 貸倒引当金 1,438百万円
- イ 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (ア) 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項(8)」に記載しています。
- (イ) 主要な仮定

財務諸表

令和5年度

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

(ウ) 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,487百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	8百万円	19百万円	27百万円

(3) 内国為替決済の取引の担保および先物取引証拠金等の代用として、預け金60,000百万円および有価証券1,001百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に4,960百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に51,165百万円含まれています。

(5) 子会社等に対する金銭債権
該当する事項はありません。

(6) 子会社等に対する金銭債務
該当する事項はありません。

(7) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(8) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は、次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	75百万円
危険債権額	1,139百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	100百万円
合計額	1,316百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。

(11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。

これらの契約にかかる融資未実行残高は、65,519百万円です。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨、および債務者が実質破綻状態と認定された場合には後配出資へ強制転換される旨の特約が付された劣後特約付貸出金83,824百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益
該当する事項はありません。

(2) 子会社等との取引による費用
該当する事項はありません。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

財務諸表

令和5年度

イ 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

金銭の信託の構成資産は、主に米ドル建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクにさらされています。

ウ 金融商品にかかるリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当社は、「リスク管理方針」および「信用リスク管理規程」に基づき、信用リスクの管理を行っています。

貸出金については、個別案件ごとの与信審査の実施、与信限度額、信用格付、保証や担保の設定、信用情報の管理、問題債権への対応などを行っています。

これらの与信管理については、食農法人営業部およびリスク統括部により行われています。

また、与信管理の状況については、リスク統括部が定期的にモニタリングを実施し、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部において、信用情報や時価を把握することで管理を行い、統合リスク・財務統括委員会へ報告しています。

(イ) 市場リスクの管理

当社は、「リスク管理方針」、「市場リスク管理規程」等に基づき、市場リスクの管理を行っています。具体的には、売買目的有価証券等およびデリバティブ取引の損失限度額管理のほか、予兆管理またはアクションプラン管理により日々の管理を行うとともに、運用資産の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクの市場統合VaRを計量し、ポートフォリオのリスク状況について統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行に当たっては、運用方針等の決定、取引の執行、およびリスク量のモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。

当社において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」です。

当社では、これらの金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が経済資本配賦額の範囲内となるよう管理しています。

当社のVaRは分散共分散法（保有期間3か月（一部の資産は1年）、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で54,261百万円です。

なお、当社ではバックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このように、モデルで補足できない市場環境の影響を把握・管理するためにストレス・テストを実施しています。

(ウ) 流動性リスクの管理

当社は、「リスク管理方針」および「流動性リスク管理規程」に基づき、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用・調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

ア 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず下記ウに記載しています。

(単位：百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	5,629,016	5,626,434	△ 2,582
金銭の信託	215,536	215,536	—
運用目的の金銭の信託	796	796	—
その他の金銭の信託	214,739	214,739	—
有価証券	1,582,958	1,582,958	—
その他有価証券	1,582,958	1,582,958	—
貸出金	456,412		
貸倒引当金	△ 1,434		
貸倒引当金控除後	454,977	455,709	731
資 産 計	7,882,489	7,880,638	△ 1,850
貯金	7,727,173	7,722,490	△ 4,682
借入金	25,600	25,478	△ 121
負 債 計	7,752,773	7,747,968	△ 4,804

(注) 1 その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）（以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

イ 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(ア) 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

財務諸表

令和5年度

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下「OIS」という。））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用してあります。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(イ) 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは上記アの金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 312,877百万円

(注) 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

なお、外部出資には、非上場株式116百万円が含まれています。

エ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	5,629,016	—	—	—	—	—
有価証券	63,572	110,917	53,365	99,567	196,378	973,310
その他有価証券のうち満期があるもの	63,572	110,917	53,365	99,567	196,378	973,310
貸出金	73,016	66,951	34,836	44,249	54,609	182,419
合計	5,765,605	177,868	88,201	143,816	250,987	1,155,729

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約貸出金83,824百万円については「5年超」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等330百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

オ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	7,715,768	6,738	417	1,716	15	2,517
借入金	8,800	11,400	—	5,400	—	—
合計	7,724,568	18,138	417	7,116	15	2,517

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

ア 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、保有していません。

イ 満期保有目的の債券

財務諸表

令和5年度

満期保有目的の債券は、保有していません。

ウ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	26,307	2,981	23,325
	債券	304,586	301,992	2,594
	国債	204,152	202,437	1,714
	地方債	45,814	45,629	185
	社債	51,602	50,925	677
	その他	3,016	3,000	16
	受益証券	135,555	97,144	38,410
	小計	466,449	402,118	64,330
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	425,905	440,880	△ 14,975
	国債	230,519	236,047	△ 5,528
	地方債	129,382	137,588	△ 8,205
	社債	42,780	43,744	△ 963
	その他	23,222	23,500	△ 278
	受益証券	690,604	793,187	△ 102,582
	小計	1,116,509	1,234,067	△ 117,557
	合計	1,582,958	1,636,185	△ 53,226

(注) 上記差額合計△53,226百万円に「その他の金銭の信託」差額25,198百万円を合算した額△28,028百万円に対し、繰延税金資産5,094百万円を計上しています。

合計額△28,028百万円から繰延税金資産5,094百万円を調整した額△22,934百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(2) 有価証券の売却に関する事項は、次のとおりです。

ア 満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

イ その他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

項目	売却額	売却益	売却損
受益証券	11,940百万円	1,651百万円	－百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	796百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

(2) 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託は、保有していません。

(3) その他の金銭の信託

項目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	214,739百万円	189,541百万円	25,198百万円	27,063百万円	△ 1,864百万円

(注) 1 上記差額の25,198百万円は、「有価証券に関する事項(1)ウ」に記載のとおり、「その他有価証券」の差額合計と合算し、「その他有価証券評価差額金」を算定しています。

2 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

ア 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、原則法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

イ 確定給付制度

(ア) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,529百万円
勤務費用	155百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 110百万円
退職給付の支払額	△ 133百万円
過去勤務費用の当期発生額	△ 12百万円
期末における退職給付債務	2,452百万円

財務諸表

令和5年度

(イ) 退職給付に関連する損益

勤務費用		155百万円
利息費用		24百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△	110百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△	12百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用		56百万円

(ウ) 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています）

割引率 1.06%

- (2) 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度に拠出した特例業務負担金は30百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、255百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(繰延税金資産)

その他有価証券評価差額金		7,789百万円
相互援助積立金超過額		3,508百万円
税務上の繰越欠損金		1,691百万円
退職給付引当金超過額		681百万円
貸倒引当金超過額		258百万円
減価償却損金算入限度超過額		78百万円
特例業務負担金引当金繰入否認額		70百万円
賞与引当金超過額		49百万円
資産除去債務		34百万円
未払事業税・事業所税		1百万円
その他		61百万円
繰延税金資産小計		14,226百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 ^(注2)		－百万円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額 ^(注1)	△	6,547百万円
評価性引当額小計	△	6,547百万円
繰延税金資産合計	(A)	7,678百万円

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	(B)	－百万円
繰延税金資産の純額	(A)+(B)	7,678百万円

- (注) 1 前年度に比べ、評価性引当額が14,598百万円減少しています。この主な内容は、有価証券と金銭の信託にかかわるネット評価差損の縮小による14,496百万円の減少があったためです。

- 2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	982	708	－	－	－	－	1,691
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	982	708	－	－	－	－	(b) 1,691

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

- (b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得を試算した結果、3年以内に当該繰越欠損金の全額を上回る課税所得が見込まれることから、繰延税金資産を計上しています。

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.79%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△	27.20%
事業分量配当金	△	17.98%
評価性引当額の増減	△	3.75%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.34%
住民税均等割等		0.17%
その他		0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△	20.18%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

財務諸表

令和6年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおりです。
- ア 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- イ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ウ その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法であり、信託の契約単位ごとに信託財産の構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| そ の 他 | 3年～36年 |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 貸倒引当金は、「資産の償却および引当要領」に基づき、次のとおり計上しています。
- 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、将来発生が見込まれる損失額に基づき計上しており、損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- (9) 相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、「愛知県JAバンク支援制度要領」に基づき、必要額を計上しています。
- (10) 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
- (11) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しています。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としています。
- (12) 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (13) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当年度末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ア 当年度にかかる計算書類に計上した額
繰延税金資産 3,950百万円
- イ 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (ア) 算出方法
繰延税金資産は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として計上しています。
- (イ) 主要な仮定
主要な仮定は、「翌年度以降の課税所得」です。「翌年度以降の課税所得」は、将来の収支予測を基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。
- (ウ) 翌年度以降の計算書類に及ぼす影響
将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 貸倒引当金
- ア 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 1,472百万円
- イ 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (ア) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項(8)」に記載しています。
- (イ) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

財務諸表

令和6年度

(ウ) 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 会計上の見積りの変更に関する事項

事務センタービルにかかわる有形固定資産は、従来、法定耐用年数に基づき減価償却を行ってきましたが、当年度において、ビルの建替えに伴う契約を締結し、令和9年度に既存の建物等の解体を決定したため、耐用年数を見直し、将来にわたり変更しています。

この変更により、従来の方と比べて、当年度の減価償却費が147百万円増加し、経常利益および税引前当期利益が同額減少しています。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,854百万円です。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	8百万円	20百万円	29百万円

(3) 内国為替決済の取引の担保および先物取引証拠金等の代用として、預け金60,000百万円および有価証券487百万円を差し入れています。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に4,870百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に48,775百万円含まれています。

(5) 子会社等に対する金銭債権

該当する事項はありません。

(6) 子会社等に対する金銭債務

該当する事項はありません。

(7) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(8) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は、次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	119百万円
危険債権額	1,223百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	87百万円
合計額	1,430百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当年度末の残高はありません。

(11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。

これらの契約にかかる融資未実行残高は、65,793百万円です。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨、および債務者が実質破綻状態と認定された場合には後配出資へ強制転換される旨の特約が付された劣後特約付貸出金55,309百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益

該当する事項はありません。

(2) 子会社等との取引による費用

該当する事項はありません。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

財務諸表

令和6年度

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

イ 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

金銭の信託の構成資産は、主に米ドル建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクにさらされています。

ウ 金融商品にかかるリスク管理体制

(ア) 信用リスクの管理

当会は、「リスク管理方針」および「信用リスク管理規程」に基づき、信用リスクの管理を行っています。

貸出金については、個別案件ごとの与信審査の実施、与信限度額、信用格付、保証や担保の設定、信用情報の管理、問題債権への対応などを行っています。

これらの与信管理については、食農法人営業部およびリスク統括部により行われています。

また、与信管理の状況については、リスク統括部が定期的にモニタリングを実施し、統合リスク・財務統括委員会および理事会へ報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部において、信用情報や時価を把握することで管理を行い、統合リスク・財務統括委員会へ報告しています。

(イ) 市場リスクの管理

当会は、「リスク管理方針」、「市場リスク管理規程」等に基づき、市場リスクの管理を行っています。具体的には、売買目的有価証券等およびデリバティブ取引の損失限度額管理のほか、予兆管理またはアクションプラン管理により日々の管理を行うとともに、運用資産の金利リスク、価格変動リスクおよび為替リスクの市場統合VaRを計量し、ポートフォリオのリスク状況について統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

また、市場取引業務の遂行に当たっては、運用方針等の決定、取引の執行、およびリスク量のモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。

当会において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「金銭の信託」です。

当会では、これらの金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が経済資本配賦額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間3か月（一部の資産は1年）、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で55,998百万円です。

なお、当会ではバックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このように、モデルで補足できない市場環境の影響を把握・管理するためにストレス・テストを実施しています。

(ウ) 流動性リスクの管理

当会は、「リスク管理方針」および「流動性リスク管理規程」に基づき、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の運用・調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

ア 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず下記ウに記載しています。

(単位：百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	4,964,407	4,954,021	△ 10,386
金銭の信託	228,000	228,000	—
運用目的の金銭の信託	1,200	1,200	—
その他の金銭の信託	226,800	226,800	—
有価証券	1,743,914	1,739,104	△ 4,809
満期保有目的の債券	90,856	86,046	△ 4,809
その他有価証券	1,653,057	1,653,057	—
貸出金	523,115		
貸倒引当金	△ 1,469		
貸倒引当金控除後	521,645	518,040	△ 3,604
資 産 計	7,457,968	7,439,167	△ 18,800
貯金	7,373,768	7,356,693	△ 17,075
借入金	20,800	20,634	△ 165
負 債 計	7,394,568	7,377,327	△ 17,240

(注) 1 その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）（以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

財務諸表

令和6年度

2 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

イ 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(ア) 資産

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap(以下、「OIS」という。))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主の上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、時価算定会計基準適用指針第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

(イ) 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは上記アの金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 416,536百万円

(注) 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

なお、外部出資には、非上場株式116百万円が含まれています。

エ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	4,839,098	—	95,000	—	30,309	—
有価証券	196,646	153,798	113,082	177,790	214,824	859,490
満期保有目的の債券	1,835	2,098	2,098	2,098	2,098	80,868
その他有価証券のうち満期があるもの	194,811	151,700	110,984	175,692	212,726	778,622
貸出金	87,097	37,831	62,532	63,242	60,177	212,086
合計	5,122,842	191,629	270,614	241,032	305,310	1,071,576

(注) 1 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く。)0百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金55,309百万円については「5年超」に含めています。

2 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等148百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

オ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

項目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	7,360,471	7,286	2,274	14	9	3,710
借入金	15,400	—	5,400	—	—	—
合計	7,375,871	7,286	7,674	14	9	3,710

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

財務諸表

令和6年度

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

ア 売買目的有価証券
 売買目的有価証券は、保有していません。

イ 満期保有目的の債券
 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	49,761	47,292	△ 2,469
	地方債	41,095	38,754	△ 2,340
	小計	90,856	86,046	△ 4,809
合計		90,856	86,046	△ 4,809

ウ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,340	2,931	18,408
	債券	4,000	3,999	0
	国債	—	—	—
	地方債	3,000	2,999	0
	社債	—	—	—
	その他	1,000	1,000	0
	受益証券	173,367	149,252	24,114
小計	198,708	156,184	42,524	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	44	49	△ 4
	債券	838,692	890,279	△ 51,586
	国債	514,776	543,658	△ 28,881
	地方債	161,587	179,772	△ 18,184
	社債	99,612	103,358	△ 3,746
	その他	62,716	63,490	△ 774
	受益証券	615,612	707,788	△ 92,175
小計	1,454,349	1,598,117	△ 143,767	
合計	1,653,057	1,754,301	△ 101,243	

(注) 上記差額合計△101,243百万円に「その他の金銭の信託」差額16,448百万円を合算した額△84,794百万円に対し、繰延税金資産1,958百万円を計上しています。

合計額△84,794百万円から繰延税金資産1,958百万円を調整した額△82,836百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

(2) 有価証券の売却に関する事項は、次のとおりです。

ア 満期保有目的の債券
 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

イ その他有価証券
 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

項目	売却額	売却益	売却損
国債	127,357百万円	—百万円	5,971百万円
受益証券	16,981百万円	10,835百万円	—百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,200百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	—百万円

(2) 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託は、保有していません。

(3) その他の金銭の信託

項目	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	226,800百万円	210,351百万円	16,448百万円	19,027百万円	△ 2,578百万円

(注) 1 上記差額の16,448百万円は、「有価証券に関する事項(1)ウ」に記載のとおり、「その他有価証券」の差額合計と合算し、「その他有価証券評価差額金」を算定しています。

2 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

財務諸表

令和6年度

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

ア 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度）を設けており、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、原則法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

イ 確定給付制度

(ア) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務		2,452百万円
勤務費用		149百万円
利息費用		25百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△	78百万円
退職給付の支払額	△	122百万円
期末における退職給付債務		2,426百万円

(イ) 退職給付に関連する損益

勤務費用		149百万円
利息費用		25百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△	78百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用		97百万円

(ウ) 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています）

割引率 1.782%

(2) 「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度に拠出した特例業務負担金は31百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、224百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(繰延税金資産)

その他有価証券評価差額金		24,166百万円
相互援助積立金超過額		3,598百万円
税務上の繰越欠損金		953百万円
退職給付引当金超過額		691百万円
減価償却損金算入限度超過額		142百万円
特例業務負担金引当金繰入否認額		63百万円
賞与引当金超過額		49百万円
資産除去債務		35百万円
未払事業税・事業所税		2百万円
貸倒引当金超過額		0百万円
その他		96百万円
繰延税金資産小計		29,799百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 ^(注2)		－百万円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額 ^(注1)	△	25,848百万円
評価性引当額小計	△	25,848百万円
繰延税金資産合計	(A)	3,950百万円

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	(B)	－百万円
繰延税金資産の純額	(A)+(B)	3,950百万円

(注) 1 前年度に比べ、評価性引当額が19,301百万円増加しています。この主な内容は、有価証券と金銭の信託にかかわるネット評価差損の拡大による19,513百万円の増加があったためです。

2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	953	－	－	－	－	－	953
評価性引当額	－	－	－	－	－	－	－
繰延税金資産	953	－	－	－	－	－	(b)953

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得を試算した結果、3年以内に当該繰越欠損金の全額を上回る課税所得が見込まれることから、繰延税金資産を計上しています。

財務諸表

令和6年度

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
法定実効税率		27.79%
(調整)		
事業分量配当金	△	8.23%
評価性引当額の増減	△	4.98%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△	1.24%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.10%
住民税均等割額		0.08%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△	0.43%
その他	△	1.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		12.01%

(3) 税率の変更による繰延税金資産の影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以降に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.79%から28.50%に変更されました。その結果、繰延税金資産が22百万円増加し、法人税等調整額が22百万円減少しています。

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

貯金業務

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	62,751(0.8)	76,424(1.0)	13,673
定期性貯金	7,784,149(99.2)	7,535,998(99.0)	△ 248,150
その他の貯金	861(0.0)	906(0.0)	44
計	7,847,761(100.0)	7,613,329(100.0)	△ 234,432
譲渡性貯金	-(-)	-(-)	0
合計	7,847,761(100.0)	7,613,329(100.0)	△ 234,432

注1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3 その他の貯金＝別段貯金

注4 ()内は構成比です。

定期貯金金利条件別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
定期貯金	7,662,823(100.0)	7,320,964(100.0)	△ 341,859
固定金利定期	7,662,823(100.0)	7,320,964(100.0)	△ 341,859
変動金利定期	0(0.0)	0(0.0)	—

注1 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

注3 ()内は構成比です。

貸出業務

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	4,773	2,048	△ 2,724
証書貸付	275,180	309,110	33,929
当座貸越	14,066	12,454	△ 1,612
金融機関貸付	151,973	139,642	△ 12,330
割引手形	—	—	—
合 計	445,994	463,256	17,261

貸出金の金利条件別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
固定金利貸出	268,420(58.8)	365,150(69.8)	96,730
変動金利貸出	187,992(41.2)	157,964(30.2)	△ 30,027
合 計	456,412(100.0)	523,115(100.0)	66,702

注 () 内は構成比です。

貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
貯金等	13	10	△ 2
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,655	1,758	102
その他担保物	12	—	△ 12
計	1,680	1,768	88
農業信用基金協会保証	—	—	—
その他保証	4,399	4,187	△ 211
計	4,399	4,187	△ 211
信用	450,332	517,158	66,826
合 計	456,412	523,115	66,702

貸出業務

債務保証の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,226	994	△ 231
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1,226	994	△ 231
農業信用基金協会保証	—	—	—
そ の 他 保 証	10	7	△ 2
計	10	7	△ 2
信 用	1,603	1,467	△ 135
合 計	2,840	2,469	△ 370

貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
設 備 資 金	19,346(4.2)	20,081(3.8)	735
運 転 資 金	437,065(95.8)	503,033(96.2)	65,967
合 計	456,412(100.0)	523,115(100.0)	66,702

注 () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
農 業	2,465(0.5)	2,425(0.5)	△ 39
林 業	—(—)	—(—)	—
水 産 業	—(—)	—(—)	—
製 造 業	34,445(7.5)	46,483(8.9)	12,037
鉱 業	—(—)	—(—)	—
建 設 業	3,568(0.8)	5,942(1.1)	2,373
電気・ガス・熱供給・水道業	15,075(3.3)	15,064(2.9)	△ 10
運 輸 ・ 通 信 業	9,442(2.1)	13,553(2.6)	4,110
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	32,608(7.1)	41,290(7.9)	8,682
金 融 ・ 保 険 業	202,165(44.3)	230,164(44.0)	27,998
不 動 産 業	30,943(6.8)	36,708(7.0)	5,764
サ ー ビ ス 業	110,121(24.1)	119,646(22.9)	9,525
地 方 公 共 団 体	13,257(2.9)	11,808(2.3)	△ 1,449
そ の 他	2,317(0.5)	27(0.0)	△ 2,290
合 計	456,412(100.0)	523,115(100.0)	66,702

注 () 内は構成比です。

貸出業務

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
農 業	3,029	2,939	△ 90
穀 作	81	62	△ 19
野 菜 ・ 園 芸	176	153	△ 23
果 樹 ・ 樹 園 農 業	28	16	△ 12
工 芸 作 物	—	—	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	990	942	△ 48
養 鶏 ・ 鶏 卵	1,137	1,287	150
養 蚕	—	—	0
そ の 他 農 業	615	476	△ 139
農 業 関 連 団 体 等	5,331	6,030	699
合 計	8,361	8,969	608

注1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

2 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3 「農業関連団体等」には、JAや連合会（全農）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	8,338	8,938	600
農 業 近 代 化 資 金	23	31	8
合 計	8,361	8,969	608

注1 プロパー資金とは、信連原資の資本を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2 農業近代化資金とは、地方公共団体が利子補給等を行うことで当会原資の資金を低利で融資するものをいいます。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末	令和6年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	14,416	12,561	△ 1,855
合 計	14,416	12,561	△ 1,855

注 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貸出業務

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

区 分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
【令和5年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75	12	—	63	75
危険債権	1,139	153	28	898	1,080
要管理債権	100	—	—	0	0
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	100	—	—	0	0
計	1,316	165	28	963	1,157
正常債権	458,151				
合計	459,467				
【令和6年度末】					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	119	—	—	119	119
危険債権	1,223	161	149	859	1,170
要管理債権	87	—	—	3	3
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	87	—	—	3	3
計	1,430	161	149	981	1,293
正常債権	524,493				
合計	525,923				

- 注1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 2 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 3 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4 三月以上延滞債権
元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
- 5 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 6 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1、2、4、5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸出業務

元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度				令和6年度			
	期首 残高	期中 増加額	期中 減少額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中 減少額	期末 残高
一般 貸倒引当金	1,727	476	1,727	476	476	494	476	494
個別 貸倒引当金	842	962	842	962	962	978	962	978
合 計	2,569	1,438	2,569	1,438	1,438	1,472	1,438	1,472

貸出金償却額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	41	47

注 上記の金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺する前の金額です。

有価証券業務

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	396,436	581,791	185,354
地 方 債	175,973	205,364	29,390
政 府 保 証 債	—	10,075	10,075
金 融 債	—	4,317	4,317
短 期 社 債	—	3,705	3,705
社 債	99,352	99,848	495
株 式	3,045	3,031	△ 13
外 国 証 券	27,398	30,731	3,333
そ の 他 の 証 券	979,733	903,748	△ 75,984
合 計	1,681,940	1,842,613	160,673

商品有価証券種類別平均残高

令和5年度、令和6年度とも、商品有価証券の取扱いはありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
【令和5年度末】								
国 債	30,039	39,982	15,389	32,805	191,993	124,462	—	434,672
地 方 債	8,510	27,395	1,388	1,954	12,129	123,817	—	175,197
社 債	1,701	11,477	4,732	17,131	4,650	54,690	—	94,383
株 式	—	—	—	—	—	—	26,307	26,307
外 国 証 券	—	17,329	8,908	—	—	—	—	26,238
その他の証券	—	—	—	—	—	—	826,160	826,160
合 計	40,250	96,185	30,419	51,891	208,773	302,971	852,467	1,582,958
【令和6年度末】								
国 債	139,496	74,491	37,677	—	108,850	204,022	—	564,538
地 方 債	27,295	10,286	1,920	5,614	9,712	150,852	—	205,682
政府保証債	—	19,870	—	—	—	—	—	19,870
金 融 債	—	9,917	—	—	—	—	—	9,917
社 債	3,399	17,634	12,388	15,613	2,429	48,145	—	99,612
株 式	—	—	—	—	—	—	21,385	21,385
外 国 証 券	—	18,277	15,652	—	—	—	—	33,929
その他の証券	—	—	—	—	—	—	788,979	788,979
合 計	170,191	150,476	67,639	21,228	120,991	403,021	810,364	1,743,914

時価情報

有価証券の時価情報

- 1 売買目的有価証券
該当する取引はありません。

- 2 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和5年度末			令和6年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	49,761	47,292	△ 2,469
	地 方 債	—	—	—	41,095	38,754	△ 2,340
	小 計	—	—	—	90,856	86,046	△ 4,809
合	計	—	—	—	90,856	86,046	△ 4,809

- 3 その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和5年度末			令和6年度末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	26,307	2,981	23,325	21,340	2,931	18,408
	債 券	301,570	298,992	2,577	4,000	3,999	0
	国 債	204,152	202,437	1,714	—	—	—
	地 方 債	45,814	45,629	185	3,000	2,999	0
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	1,000	1,000	0
	社 債	51,602	50,925	677	—	—	—
	そ の 他	138,571	100,144	38,427	173,367	149,252	24,114
	外 国 証 券	3,016	3,000	16	—	—	—
	その他の証券	135,555	97,144	38,410	173,367	149,252	24,114
小 計	466,449	402,118	64,330	198,708	156,184	42,524	
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	—	—	—	44	49	△ 4
	債 券	402,683	417,380	△ 14,697	804,762	855,779	△ 51,016
	国 債	230,519	236,047	△ 5,528	514,776	543,658	△ 28,881
	地 方 債	129,382	137,588	△ 8,205	161,587	179,772	△ 18,184
	政府保証債	—	—	—	19,870	19,990	△ 120
	金 融 債	—	—	—	8,916	9,000	△ 83
	社 債	42,780	43,744	△ 963	99,612	103,358	△ 3,746
	そ の 他	713,826	816,687	△ 102,860	649,541	742,288	△ 92,746
	外 国 証 券	23,222	23,500	△ 278	33,929	34,500	△ 570
	その他の証券	690,604	793,187	△ 102,582	615,612	707,788	△ 92,175
小 計	1,116,509	1,234,067	△ 117,557	1,454,349	1,598,117	△ 143,767	
合	計	1,582,958	1,636,185	△ 53,226	1,653,057	1,754,301	△ 101,243

時価情報

金銭の信託の時価情報

1 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末		令和6年度末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	796	—	1,200	—

2 満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

3 その他の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	令和5年度末					令和6年度末				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	214,739	189,541	25,198	27,063	△ 1,864	226,800	210,351	16,448	19,027	△ 2,578

注 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引の時価情報

令和5年度末、令和6年度末とも、デリバティブ取引の取扱いはありません。

金融等デリバティブ取引の時価情報

令和5年度末、令和6年度末とも、金融等デリバティブ取引の取扱いはありません。

有価証券関連店頭デリバティブ取引の時価情報

令和5年度末、令和6年度末とも、有価証券関連店頭デリバティブ取引の取扱いはありません。

経営諸比率等

利益総括表

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	△ 9,047	△ 1,789	7,258
役務取引等収支	1,148	1,173	25
その他事業収支	546	△ 15,027	△ 15,573
事業粗利益	△ 7,353	△ 15,643	△ 8,290
事業粗利益率	△ 0.09	△ 0.21	△ 0.12

- 注1 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
 2 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3 その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
事業純益	△ 12,519	△ 21,305	△ 8,786
実質事業純益	△ 12,519	△ 21,287	△ 8,768
コア事業純益	△ 8,765	△ 6,365	2,399
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,006	840	△ 166

- 注1 事業純益＝事業粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額
 2 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3 コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損および国債等債券償却を通算した損益です。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
受 取 利 息	△ 6,257	7,299
うち預け金	△ 1,802	7,003
うち有価証券	△ 4,560	2,115
うち貸出金	104	△ 1,895
支 払 利 息	△ 2,960	41
うち貯金・定積	△ 3,193	187
うち譲渡性貯金	△ 0	—
うち借入金	△ 110	△ 102
差 引	△ 3,297	7,258

- 注1 増減額は前年度対比です。
 2 「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3 「うち貯金・定積」には、JAに対する支払奨励金が含まれています。
 4 「支払利息」の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

経営諸比率等

利 益 率

(単位：%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.03	0.06	0.03
純資産経常利益率	0.60	1.23	0.63
総資産当期純利益率	0.04	0.06	0.02
純資産当期純利益率	0.72	1.08	0.36

- 注1 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	7.1	1.2
	期 中 平 均	6.5	0.8
貯 証 率	期 末	23.7	3.2
	期 中 平 均	24.2	2.8

- 注1 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利息・利回り

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	7,795,963	32,664	0.42	7,530,343	39,963	0.53
うち 預 け 金	5,667,940	22,617	0.40	5,196,168	29,621	0.57
うち 有 価 証 券	1,681,940	5,827	0.35	1,842,613	7,943	0.43
うち 貸 出 金	445,994	4,218	0.95	463,256	2,323	0.50
資 金 調 達 勘 定	7,697,217	41,712	0.54	7,460,834	41,753	0.56
うち 貯 金 ・ 定 積	7,847,761	42,664	0.54	7,613,329	42,851	0.56
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	39,280	102	0.26	23,628	—	0.00
総 資 金 利 ざ や			△ 0.19			△ 0.11

- 注1 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
 2 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

経営諸比率等

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

区 分	支 給 総 額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	101	15

注1 対象役員は、経営管理委員13名、理事5名および監事4名です。

2 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

ア 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、中央会・各連合会役員報酬協議会（構成：中央会・連合会の役員（全共連県本部運営委員を含む。）および県下JA組合長の代表者4名以内ならびに協力団体・学識経験者4名以内の合計8名以内）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

イ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗ずるなどして算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいません。

注1 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

■自己資本の充実状況に関する事項

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況	82
(1) 自己資本の構成	83
(2) 自己資本の充実度に関する事項	85
2 信用リスクに関する事項	90
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高	92
(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額	93
(3) 信用リスク・アセット残高内訳表	94
(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	96
(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高	98
(6) 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表	98
3 信用リスク削減手法に関する事項	99
4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	101
(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳	102
(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	103
(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ	103
5 証券化エクスポージャーに関する事項	103
(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	104
(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	104
6 CVAリスクに関する事項	106
7 マーケット・リスクに関する事項	106
8 オペレーショナル・リスクに関する事項	107
9 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	108
(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価	108
(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益	108
(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)	108
(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)	108
10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	109
11 金利リスクに関する事項	109

I 自己資本の充実の状況(単体)

1 自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおり、令和7年3月末における自己資本比率は18.20%となりました。

この比率は、国内金融機関が遵守すべき最低基準である4%を大幅に上回っており、健全性を維持する水準を確保しています。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	544億円(前年度544億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,100億円(前年度2,100億円)

当会は、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理規程」、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、マーケット・リスク相当額については標準的方式、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法を採用して、自己資本比率を算出しています。

また、経営の健全性や安全性を維持するために、統合的リスク管理に取り組んでおり、市場関連リスクおよび信用リスク等を計量化し、自己資本額と対比することで、経営上許容できる範囲にあるかどうかのモニタリングを実施しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	418,753	519,206
うち、出資金及び資本準備金の額	264,402	364,402
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	159,740	158,930
うち、外部流出予定額(△)	5,390	4,126
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	13,101	13,119
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	13,101	13,119
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	431,854	532,326
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	340	331
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	340	331
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	340	331
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	431,513	531,994

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,579,579	2,707,262
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		170,729
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,930	44,174
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,593,510	2,922,166
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	16.63%	18.20%

注1 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額に当たっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

＜信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳＞

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット			
現 金	5,091	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	446,297	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	196,723	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	71,046	7,104	284
地方三公社向け	12,696	1,799	71
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,778,498	1,147,919	45,916
法人等向け	302,308	140,793	5,631
中小企業等向け及び個人向け	148	100	4
抵当権付住宅ローン	68	23	0
不動産取得等事業向け	1,247	848	33
三月以上延滞等	300	6	0
取立未済手形	98	19	0
信用保証協会等による保証付	176	17	0
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—
出 資 等	3,392	3,392	135
（うち出資等のエクスポージャー）	3,392	3,392	135
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上 記 以 外	404,603	1,003,066	40,122
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	396,290	990,725	39,629
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	2,715	6,788	271
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,597	5,552	222

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット			
証 券 化	35,229	7,037	281
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	35,229	7,037	281
再 証 券 化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	1,080,669	267,449	10,697
（うちルックスルー方式）	1,080,669	267,449	10,697
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)			—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	8,338,594	2,579,579	103,183
CVAリスク相当額÷8%		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	8,338,594	2,579,579	103,183
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本額〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		13,930	557
所 要 自 己 資 本 額	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,593,510	103,740

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

I 自己資本の充実の状況(単体)

<信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳> (単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット			
現 金	15,160	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	596,271	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	236,046	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	93,297	7,330	293
地方三公社向け	12,329	1,725	69
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,125,713	1,022,800	40,912
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	62,845	13,970	558
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	361,872	151,867	6,074
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	4,746	3,499	139
（うちトランザクター向け）	—	—	—
不動産関連向け	865	735	29
（うち自己居住用不動産等向け）	22	4	0
（うち賃貸用不動産向け）	607	557	22
（うち事業用不動産関連向け）	106	95	3
（うちその他不動産関連向け）	129	77	3
（うちA D C向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,382	345	13
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	79	15	0
信用保証協会等による保証付	228	22	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株 式 等	3,336	3,336	133
上 記 以 外	478,334	1,188,757	47,550
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	471,496	1,178,740	47,149
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2,119	5,299	211

I 自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,718	4,718	188
証 券 化	77,431	15,486	619
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	77,431	15,486	619
再 証 券 化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,068,592	311,338	12,453
(うちルックスルー方式)	1,067,124	305,466	12,218
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	1,468	5,872	234
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	8,075,688	2,707,262	108,290
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	8,075,688	2,707,262	108,290
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額<標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	170,729	所要自己資本額 b=a×4% 6,829
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	44,174	所要自己資本額 b=a×4% 1,766
所 要 自 己 資 本 額	リスク・アセット等(分母)合計 a	2,922,166	所要自己資本額 b=a×4% 116,886

I 自己資本の充実の状況(単体)

<オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要>

区分	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	44,174
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,766
BI	29,449
BIC	3,533

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 4 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 5 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 6 オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

1 自己資本の充実の状況(単体)

2 信用リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク」とは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により信用リスクを把握し、管理しています。

※ 信用リスクの把握

信用リスクの把握については、与信先に対する資産自己査定、ポートフォリオの状況および与信先の格付などにより行います。

※ 信用リスクの管理方法

信用リスクの管理方法については、次のとおりです。

① 資産自己査定

資産自己査定は、当会の保有する全ての資産を個別に検討し、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を分類することで回収不能・価値毀損の可能性を認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保を図ります。

② ポートフォリオ管理

ポートフォリオの状況（特定の業種等に対する与信集中の状況など）を適切に管理・分析することにより、リスク集中の有無を確認し、その状況を統合リスク・財務統括委員会に報告し、改善等を講じます。

③ 与信限度額の設定

貸出金のみならず信用リスクを有する資産（市場取引にかかわる信用リスクを含む。）について統合的に管理し、特定の与信先への過度なリスク集中を回避するために、信用格付等に応じて与信限度額を設定し、その状況を統合リスク・財務統括委員会に報告しています。

④ 不良債権の管理

定款に規定する不良債権は、管理・回収を担当する部門が、取組方針を明確化するとともに、その与信先の経営状況等を把握し、適切な管理または整理・回収を行います。

⑤ 信用リスク情報の理事会等への報告

重要な信用リスク情報は、統合リスク・財務統括委員会および理事会に報告し、理事会が経営判断に必要と認めた信用リスク情報は、経営管理委員会に報告します。

※ 当会における貸倒引当金の計上

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却および引当要領」に基づき計上しています。

① 一般貸倒引当金

正常先、要注意先のうち要管理債権のある債務者（以下「要管理先」という。）および要管理先以外の要注意先の債権に対して、過去の実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる予想損失額に相当する金額を計上しています。

なお、上記により算出された引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

② 個別貸倒引当金

破綻懸念先の債権に対して、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する金額を計上しています。

実質破綻先および破綻先の債権に対して、損失が見込まれるⅢ分類の金額および回収が不可能なⅣ分類の金額について全額を計上しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは次のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上 延滞 エクスポー ジャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				延滞 エクスポー ジャー	
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			
国 内	7,196,148	510,971	717,315	—	300	6,895,101	530,861	951,857	—	1,382	
国 外	26,546	—	26,546	—	—	34,563	—	34,563	—	—	
地域別残高計	7,222,695	510,971	743,861	—	300	6,929,664	530,861	986,420	—	1,382	
法人	農業	2,318	2,318	—	—	2,286	2,286	—	—	107	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	43,159	35,139	5,402	—	—	60,076	47,052	10,405	—	476
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	42,366	33,159	8,996	—	—	50,370	41,530	8,629	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	43,801	15,096	28,704	—	—	42,094	15,085	27,009	—	—
	運輸・通信業	12,079	9,622	2,199	—	—	17,766	13,706	3,802	—	53
	金融・保険業	6,268,918	248,526	76,030	—	—	5,732,408	229,064	118,213	—	35
	卸売・小売・飲食・ サービス業	146,018	145,961	—	—	300	164,386	164,328	—	—	176
	日本国政府・ 地方公共団体	643,020	13,303	622,528	—	—	832,317	11,849	818,360	—	—
	上記以外	2,281	2,281	—	—	—	0	—	—	—	—
個人	1,655	1,655	—	—	—	1,410	1,410	—	—	532	
その他	17,074	3,907	—	—	—	26,545	4,546	—	—	—	
業種別残高計	7,222,695	510,971	743,861	—	300	6,929,664	530,861	986,420	—	1,382	
1年以下	5,785,188	114,092	40,259	—	—	5,170,111	129,048	170,477	—	—	
1年超3年以下	194,246	97,934	96,312	—	—	336,584	89,554	151,774	—	—	
3年超5年以下	131,236	100,602	30,633	—	—	202,699	129,062	68,612	—	—	
5年超7年以下	72,515	21,620	50,895	—	—	51,190	29,127	22,063	—	—	
7年超10年以下	227,883	18,749	209,134	—	—	156,784	28,900	127,884	—	—	
10年超	432,463	115,837	316,625	—	—	534,409	88,801	445,607	—	—	
期限の定めのないもの	379,161	42,135	—	—	—	477,882	36,366	—	—	—	
残存期間別残高計	7,222,695	510,971	743,861	—	—	6,929,664	530,861	986,420	—	—	

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

ア 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,727	476	—	1,727	476	476	494	—	476	494
個別貸倒引当金	842	962	41	800	962	962	978	47	914	978

イ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国 内	842	962	41	800	962		962	978	47	914	978		
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地 域 別 計	842	962	41	800	962		962	978	47	914	978		
法 人	農業	156	110	7	149	110	7	110	81	—	110	81	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	92	82	—	92	82	—	82	329	—	82	329	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	14	13	—	14	13	—	13	11	—	13	11	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	139	316	34	104	316	34	316	176	47	268	176	47
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	438	440	—	438	440	—	440	379	—	440	379	—	
業 種 別 計	842	962	41	800	962	41	962	978	47	914	978	47	

注 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		—	A	B	C	D	
現金	0	15,160	—	15,160	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	596,271	—	596,271	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	236,046	—	236,046	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	93,297	—	93,297	—	7,330	8
地方三公社向け	20	12,329	—	12,329	—	1,725	14
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	5,049,478	76,234	5,030,278	76,234	1,022,800	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20~150	14,024	48,820	14,024	48,820	13,970	22
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	353,415	19,688	353,010	8,457	151,867	42
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45~100	4,693	457	4,651	52	3,499	74
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20~150	865	—	864	—	735	85
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	22	—	22	—	4	20
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	607	—	606	—	557	92
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	106	—	106	—	95	90
（うちその他不動産関連向け）	60	129	—	129	—	77	60
（うちA D C向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	385	18	382	18	345	86
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	79	—	79	—	15	20
信用保証協会等による保証付	0~10	228	—	228	—	22	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	3,336	—	3,336	—	3,336	100
上記以外	100~1250	478,334	—	478,334	—	1,188,757	249
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	471,496	—	471,496	—	1,178,740	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	2,119	—	2,119	—	5,299	250

I 自己資本の充実の状況(単体)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		—	A	B	C	D	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,718	—	4,718	—	4,718	100
証 券 化	—	77,431	—	77,431	—	15,486	20
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	77,431	—	77,431	—	15,486	20
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	1,068,592	—	1,068,592	—	311,338	29
未 決 済 取 引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					2,707,262	

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	596,271	—	—	—	—	—	596,271						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	236,046	—	—	—	—	—	—	236,046					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	19,990	73,307	—	—	—	—	0	93,297					
地方三公社向け	3,699	—	8,629	—	—	—	—	12,329					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,043,972	36,575	—	—	—	—	—	25,965	5,106,513				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	48,827	14,018	—	—	—	—	—	—	62,845				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	150,775	175,987	3,944	—	—	30,760	—	—	—	361,467			
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—							
株式等	—	—	3,336	—	—	3,336							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	56	45	4,602	4,704								
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	22
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け	92	—	—	—	—	—	29	—	483	—	—	606	
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	—	106	—	—	—	—	106						
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—						
	60%			その他				合計					
不動産関連向け	129			—				129					
うちその他不動産関連向け	—			—				—					
	100%		150%		その他		合計						
不動産関連向け	—		—		—		—						
うちADC向け	—		—		—		—						

I 自己資本の充実の状況(単体)

	50%	100%	150%	その他	合計	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	251	8	140	—	401	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	15,160	—	—	—	—	15,160
取立未済手形	—	—	79	—	—	79
信用保証協会等による保証付	—	228	—	—	—	228
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			
	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	691,921	691,921
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	71,222	71,222
	20%	104,960	5,748,693	5,853,653
	35%	—	68	68
	50%	151,239	1,302	152,541
	75%	—	146	146
	100%	4,850	49,286	54,136
	150%	—	—	—
	250%	—	399,005	399,005
	その他	—	—	—
1250%	—	—	—	
合 計	261,049	6,961,645	7,222,695	

- 注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト の区分	令和6年度			資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	6,153,573	78,284	98%	6,210,993
40%～70%	176,689	1,710	40%	177,370
75%	4,024	6	100%	4,030
80%	—	—	—	—
85%	3,389	450	10%	3,423
90%～ 100%	23,968	15,928	44%	30,920
105%～ 130%	483	—	—	483
150%	121	18	100%	140
250%	3,336	—	—	3,336
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	100%	1
合 計	6,365,588	96,400	88%	6,430,701

注 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

1 自己資本の充実の状況(単体)

3 信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

※信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引については、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種

金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、⑤貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

I 自己資本の充実の状況(単体)

＜信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額＞

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	3,699	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,600	—	—
法人等向け	—	1,236	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	1	—	—
合 計	15,601	4,935	—

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

I 自己資本の充実の状況(単体)

＜信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額＞

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	19,990	—
地方三公社向け	—	3,699	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	10,800	—	—
法人等向け(特定貸付債権 向けを含む。)	—	408	—
中堅中小企業等向け及び個人 向け	—	1,177	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不 動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	10,800	25,275	—

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかわる取引です。

当会では、派生商品取引を管理する方針は定めておらず、主に限度額による管理を行っています。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等

の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引であり、当会では、該当する取引は行っていません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

区 分	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

区 分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

注1 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない。)をいいます。

2 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	—	—	—
種類1	—	—	—	—
種類2	—	—	—	—
種類3	—	—	—	—

注1 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5 証券化エクスポージャーに関する事項

◆ リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

なお、当会においては、再証券化エクスポージャーを取得しないこととしています。

◆ 体制の整備およびその運用状況の概要

① 事前審査の実施

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、事前審査を通じて商品構造、裏付資産および信用補完の状況等や外部格付などの妥当性を確認しています。

② 裏付資産等のモニタリング

全投資案件について裏付資産等のモニタリングを行い、その結果を担当常務理事へ報告しています。

◆ 信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

◆ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

◆ 内部評価方式の概要

当会は、内部格付手法を採用していないため、該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

ア 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・ バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	14,856	—	18,769	—
	自動車ローン	16,328	—	49,997	—
	その他	4,044	—	8,664	—
	合 計	35,229	—	77,431	—
オフ・ バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

イ リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額
令和5年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	35,229	281	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	35,229	281	合 計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	77,431	619	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	77,431	619	合 計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

ウ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。

エ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

I 自己資本の充実の状況(単体)

6 CVAリスクに関する事項

- ◆ **CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要**
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出することとしておりますが、計測対象となる取引はありません。
- ◆ **CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要**
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行ってまいります。

7 マーケット・リスクに関する事項

- ◆ **リスク管理の方針及び手続等の概要**
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。
- ※ **リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法**
当会におけるマーケット・リスクは、銀行勘定の外国為替リスクのみが該当となり、標準的方式を用いて算出しております。
当会では、「市場リスク管理手続規程」に基づき、マーケット・リスクを含む有価証券ポートフォリオの状況について、リスク管理報告書を日次で作成のうえ評価しているほか、シミュレーション分析などの適切なリスク管理を行い、リスクの抑制に努めています。
- ※ **ヘッジの有効性に係る監視の方法**
当会は、マーケット・リスクのヘッジに該当する取引はございません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

8 オペレーショナル・リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクの発生を抑制することを目的に、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを把握し、管理しています。

※ オペレーショナル・リスクの把握

オペレーショナル・リスクの把握については、顕在化事象の報告、潜在的なリスクを特定・評価するコントロール・セルフ・アセスメントなどにより行っています。

※ オペレーショナル・リスクの管理方法

オペレーショナル・リスクの管理方法については、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク（法務リスク、人的リスクおよび有形資産リスク）に区分し、以下の内容により管理しています。

① 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

当会では、事務リスクの発生を抑制するため、部門・グループ・担当の分離・独立などによる相互けん制機能の確保、規程・手続および権限の厳正化、事務処理における正確性の確保などにより、適切な管理を行っています。

② システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。

当会では、「セキュリティポリシー」に定める情報システムに関するリスクの発生を抑制するため、システム開発・運用管理、不正アクセス等のセキュリティ対策、コンティンジェンシープランの確立などにより、適切な管理を行っています。

③ その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスクについては、各種規程等に基づき適切な管理を行っています。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、「標準的計測手法」を採用しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、事業規模要素(以下「BIC」という。)の額に内部損失乗数(以下「ILM」という。)を乗じて得た額にて算出しており、BICの額は、事業規模指標(以下「BI」という。)の額にBIの額に応じて定める掛目により算出しております。

◆ BICの算出方法

BICの額は、BIの額に応じて定める掛目により算出しており、BIの額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条第2項に定められた方法に基づき算出しており、BIの額に応じて定める掛目については、告示第249条第3項に定められた掛目を使用しております。

◆ ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

9 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◆ 出資等または株式等エクスポージャーの概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、特定先または特定銘柄に集中しないよう管理しています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	26,307	26,307	21,385	21,385
非 上 場	312,877	312,877	416,536	416,536
合 計	339,184	339,184	437,921	437,921

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
23,325	—	18,408	4

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益はありません。

I 自己資本の充実の状況(単体)

10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,080,669	1,067,124
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	1,468
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

11 金利リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手順の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少または損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容により金利リスクを把握し、管理しています。

※ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

※ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、統合リスク・財務統括委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理やシミュレーション分析などの適切なリスク管理を行い、リスクの抑制に努めています。

※ ヘッジ等の金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、ヘッジ等の金利リスクの削減手法に該当する取引はございません。

※ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆ 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与え

たイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

※ **流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期**
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.42年です。

※ **流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期**
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

※ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

※ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

※ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

※ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

I 自己資本の充実の状況(単体)

※ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

※ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金および債券の残高増加等によるものです。

※ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	128,562	116,915	8,045	9,640
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	122,387	114,311		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	128,562	116,915	8,045	9,640
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	531,994		431,513	

確認書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月24日

愛知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 磯村 幹夫

注 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

【単体開示項目】

(農業協同組合法施行規則第 204 条関連)

1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	49
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	48
(3) 会計監査人の名称	48
(4) 事務所の名称及び所在地	50
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	49
2 主要な業務の内容	42～47
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	14
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	14
b 経常利益又は経常損失	14
c 当期剰余金又は当期損失金	14
d 出資金及び出資口数	14
e 純資産額	14
f 総資産額	14
g 貯金等残高	14
h 貸出金残高	14
i 有価証券残高	14
j 単体自己資本比率	14
k 剰余金の配当の金額	14
l 職員数	48
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	78、79
b 貯金に関する指標	69
c 貸出金等に関する指標	70～72、79
d 有価証券に関する指標	75、79
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	38～41
(2) 法令遵守の体制	30～36
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16～22
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	37
5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	53～68
(2) 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	73
b 危険債権に該当する債権	73
c 三月以上延滞債権に該当する債権	73
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	73
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	74
(4) 自己資本の充実の状況	82～110
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	76
b 金銭の信託	77
c デリバティブ取引	77
d 金融等デリバティブ取引	77
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	77
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	74
(7) 貸出金償却の額	74
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	111

【その他重要な事項】

(農業協同組合法施行規則第 207 条)

役員等の報酬体系	80
----------	----



<https://www.jabank.aichishinren.or.jp/>



JAグループ愛知では、「農業者」「地域の組合員・利用者」「働く職員」のウェルビーイング（幸せ・健康）を目指しています。やりがいと魅力ある農業、健康で生き活きとした暮らし、成長と働きがいを実感できる職場をつくっていきます。